

官報

号外

平成九年十一月二十八日

○第四百十二回 参議院會議録第七号

平成九年十一月二十八日(金曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第七号

平成九年十一月二十八日

正午開議

第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成九年十一月二十八日 参議院會議録第七号

○本日の會議に付した案件

一、新議員の紹介

一、北海道開発審議会委員の選挙

一、国家公務員等の任命に関する件

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第二百十九番、選挙区選出議員、宮城県選出、岡崎トミ子君。

(岡崎トミ子君起立、拍手)

○議長(斎藤十朗君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、岡崎トミ子君を大蔵委員に指名いたします。

○議長(斎藤十朗君) この際、欠員中の北海道開発審議会委員一名の選挙を行います。

つきましては、北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、北海道開発審議会委員に岡崎トミ子君を指名いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、原子力委員会委員に遠藤哲也君及び木元教子君を、

また、地方財政審議会委員に川上均君、鹿谷崇義君、竹村辰君、野沢達夫君及び林健久君を任命することについて、それぞれ本院の同意を求めまいりました。

まず、原子力委員会委員のうち遠藤哲也君並びに地方財政審議会委員のうち竹村辰君及び野沢達夫君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、原子力委員会委員のうち木元教子君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、地方財政審議会委員のうち川上均君及び林健久君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

次に、地方財政審議会委員のうち鹿谷崇義君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。行財政改革・税制等に関する特別委員長遠藤要君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(遠藤要君登壇、拍手)

○遠藤要君 ただいま議題となりました法案につきまして、御報告申し上げます。

本法案は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革を推進し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現すること等の重要な課題に十分対応できる財政構造を実現しようとするものであり、その主な内容は、第一に、総則において財政構造改革

平成九年十一月二十八日 参議院會議録第七号

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

の趣旨を述べるとともに、国は財政構造改革を推進する責務を有することとしております。

また、財政構造改革の当面の目標を、平成十五年度までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を三％以下とすること、国の一般会計について特例公債から脱却すること等としております。

さらに、財政運営に当たり、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とするとともに、平成十年度当初予算の一般歳出の額は平成九年度当初予算の額を下回るようにすることとしております。

第二に、社会保障、公共投資、文教その他の九つの歳出分野ごとに、改革の基本方針、量的削減目標を定め、歳出の改革と削減の枠組みを明らかにするとともに、人件費の抑制、補助金等の見直しを規定しております。

第三に、地方財政の健全化について、地方公共団体は、国に準じ財政構造改革に努め、財政の自主的かつ自立的な健全化を図る責務を有すること、政府は、地方財政計画において地方の一般歳出が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずること等を規定しております。

第四に、附則において、検討条項を設け、必要に応じ、財政構造改革の進展の度合いを踏まえながら、国及び地方公共団体の財政のあり方について検討を加えることとともに、所要の規定の整備を行っております。

委員会におきましては、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、関係大臣に対する一般質疑を行ったほか、参事人からの意見聴取を行いました。

委員会における質疑は、財政危機に至った原因と責任、財政構造改革の意義とその効果、法案に歳入に関する規定が含まれていない理由、集中改革期間における量的削減目標から補正予算を除いた理由、量的削減目標の規定と国会の予算修正権との関係、今後の財政投融資制度のあり方、経済の現状認識と景気対策、社会保障関係費の伸びの抑制が国民生活に与える影響、公共事業の生活関連分野への重点配分、地方分権の推進と税財源の配分の見直し、中小企業に対する金融支援策、ウ

ルグアイ・ラウンド対策経費の取り扱いなどのほか、私学助成、政府開発援助、防衛関係費等、多岐にわたる熱心に行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、本法案に対して、平成会を代表して岩瀬委員より反対、自由民主党を代表して三浦理事より賛成、民主党・新緑風会を代表して前川委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して三重野委員より賛成、日本共産党を代表して吉川委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございませう。順次発言を許します。荒木清寛君。

〔荒木清寛君登壇 拍手〕

○荒木清寛君 私は、平成会を代表いたしましたし、ただいま議題となりました財政構造改革の推

進に関する特別措置法案につきまして、法案に反対の立場から討論を行います。

去る二十四日、四大証券の一つである山一証券が自主廃業を大蔵省に申請いたしました。長引く業績の低迷に加え、これまで否定してきた多額の簿外債務が社内存在することが明らかになったこと、海外の有力格付会社から社債の格付を投機的な評価に引き下げられ、市場からの資金調達に困難になったことから自主廃業を余儀なくされたのであります。証券会社の経営破綻としては本年で既に四社目であり、今日三日に会社更生法を申請した三洋証券に次ぐものであります。現在、山一証券には大蔵省の検査が行われており、財務内容はまだ確定していませんが、報道によれば、負債総額は約三兆五千億円、関連会社を含めた従業員数は約一万一千人、会社の事実上の倒産の規模としては戦後最大であります。

自主廃業のきっかけとなった簿外債務については、顧客会社から引き取った有価証券を関連会社につけかえるいわゆる飛ばしと呼ばれる不正行為から生じたものが大半を占めているようであり、山一証券に二千六百四十八億円の簿外債務が存在することは十月六日に主力銀行である富士銀行に知らされました。しかるに大蔵当局は、今日十七日に山一証券からの報告を受けて初めてこの事実を知ったとしておりますが、本当でしょうか。このような重要な情報を富士銀行だけで抱え、大蔵当局に連絡がなかったとは信じられません。

平成七年八月に大和銀行からニューヨーク支店の不祥事の報告を受けながら事態を放置し、四十日間経過した後やっとFRBに報告するという失態を大蔵省は演じました。この結果、大和銀行はFRBから米国からの追放という最も重い処分を受けたのであります。山一証券の再建か廃業かを模索する過程で、大蔵当局は大和銀行事件を教訓としないまま、今回もまた情報を秘匿していた疑いがあります。

このような日本の金融行政に対する不信もあって、山一証券破綻前から邦銀に対して課せられていたジャパン・プレミアムの上乗せ金利は急上昇しております。

私は、建前では金融ビッグバン、すなわち金融の自由化を進めるそぶりをしながら、実際は大蔵省主導の裁量行政を継続してきたツケが山一証券の自主廃業にあらわれたものと考えます。このような大蔵当局の裁量行政を容認してきた大蔵大臣の責任はまことに重大であります。

一昨日、仙台市を本店とする徳陽シティ銀行が仙台銀行に営業を譲渡すると発表いたしました。去る十七日に北海道拓殖銀行が破綻して以来、十日間だけで三つの金融機関が破綻し、日銀の特別融資額を含めた資金供給額は既に五兆円を超えると言われております。相次ぐ金融機関の破綻は、国民の金融システムに対する不安を増幅させ、ただでさえよくない景気の状態を一層悪化させていることは否定できません。

現在の不況をもたらしたものは、言うまでもなく、経済の現況を顧みず、消費税率引き上げなど九兆円に及ぶ負担を国民に押しつけた橋本内閣の政策判断の誤りであり、このことは、既に多くのエコノミストや報道機関だけではなく、大多数の国民が認めるところとなっております。

現下の厳しい経済状況の中で、私たちは所得税

減税、法人税減税など即効性ある景気対策を要求してまいりました。去る十八日に政府は緊急経済対策を発表いたしました。即効性を持つ減税などの対策が盛り込まれたことから、市場はほとんど関心を示さず、私どもの主張の正しさを証明したのであります。

景気の現状を踏まえるならば、本法律案を一時的に棚上げし、少なくとも二兆円の所得税減税を速やかに決定するべきであります。それにもかかわらず財政至上主義に固執する橋本内閣に對しましては、早期退陣こそが最大の景気対策であるという声がかかるのは当然のことであると言わなければなりません。

さて、本法律案は、当面の措置として執行が凍結されるべきものであります。その内容にも問題があり、到底、財政構造改革の名に値しないものであります。

以下、具体的な反対理由について申し上げます。

反対の第一の理由は、本法律案は、現在の経済状況を考慮せず、平成七年十一月の経済審議会答申で示された三・五％の名目経済成長率を無条件に踏襲しているからであります。現政権の経済運営のもとで、今後我が国が三・五％の名目経済成長を遂げていくと考えることは余りにも非現実的であります。本法律案が成立すれば一層経済は縮小し、輸出主導の経済運営を余儀なくされ、対米摩擦の再燃、金融不安のリスクの拡大、失業率の増大が予想されるのであります。経済成長率が低下すれば税収が不足することになります。本法律案はこのような歳入面での手当てを全く行っておらず、欠陥法案と言わざるを得ません。

平成九年十一月二十八日 参議院会議録第七号

第二の理由は、本法律案は国民生活に對し不当な影響を及ぼすからであります。現在行われている省庁再編論議は、単なる数合わせの論議にとどまり、大胆な行革や政府自身が身を削るうとする意欲は全く感じられません。それにもかかわらず、本法律案では、平成十年度に発生する社会保険予算の自然増を三千億に圧縮するなどの目標を設定しており、しかも委員会の審議においても、どのような制度改正を行うかについて政府から具体的な方向は一切示されませんでした。行政に痛みが帰属する行政改革が不十分なままに、このような形で納税者に痛みを押しつけることは極めて不当であります。

第三の理由は、本法律案には財政構造改革にふさわしい内容が何も入っていないからであります。例えば、本法律案で示されている公共事業関係の規定は、各種の公共事業長期計画について、その内容について踏み込むことなく、計画を一律に二年ないし四年延長することとするにとどまっております。財政構造改革を言うのであれば、長年にわたってシェアが固定化されている公共事業の省庁間比率を見直すなどの抜本的な改革、あるいは地方分権につながる補助金制度の改革を行うべきであるのに、本質的な制度改革に踏み込むことは避けております。

第四の理由は、平成十五年度をめどに、国、地方の財政赤字を対国内総生産比率で三％以内に与えようとする目標の実効性が疑わしいからであります。大蔵省が提出いたしました「財政事情の試算」によれば、この法律案に示された歳出削減を行うとしても、平成十年度予算編成においては、なお二兆円から三兆円の要調整額が生じるとされております。この要調整額は、平成十一年度以降に一層増加することが見込まれますが、大蔵大臣は、予算編成を行う過程で解決されるべきものとするだけで、明確な答弁を行いませんでした。この要調整額を解消するために、政府は一層の歳出削減を行うのか、それとも国民に増税を強いるつもりなのか、その対応は全く不明であります。

その他、本法律案には、第二の予算である財政投融资のあり方について何ら触れられていないこと、国、地方を通じる四百七十六兆円にも上る長期債務及び隠れ借金削減、解消の方向を示していないこと、国鉄清算事業団の長期債務、国有林野の累積債務の処分策が示されていないこと、数値目標が達成できない場合の責任が明記されていないこと、補正予算を拘束する規定がないことなど数多くの問題点が残されていることを指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 野間起君。
〔野間起君登壇、拍手〕
○野間起君 私は、自由民主党、社会民主党・護憲連合及び新党さきがけを代表いたしました。財政構造改革の推進に関する特別措置法案に賛成する討論を行います。

我が国経済を取り巻く環境は、バブル経済の崩壊、少子・高齢化の進展、大競争時代の到来などにより大きく変わり、その中で財政は、現在、主要先進国中最悪の危機的状況に陥っているのです。すなわち、平成九年度末には公債残高が二百五十四兆円に達する見込みであり、国債費が歳出予算の二割を超え、他の政策的経費を圧迫するなど財政の硬直化が進んでおります。国際的に見ましても、主要先進国がいずれも財政健全化を最優先課題として積極的に取り組んでいる中で、我が国財政は主要先進国中最悪の水準となっているのであります。現在の財政構造を改革しなければ、我が国経済や国民生活は破綻に向かうことが明らかであります。

今後の少子・高齢化の一層の進展を踏まえ、二十一世紀に向けてさらに効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会を切り開くためには、行政改革、経済構造の改革などを進めつつ、財政構造を改革し、財政の再建を果たすことが喫緊の課題であり、もはや一刻の猶予も許されないものであります。

このような状況のもとに本法案が提出されたものであり、まことに時宜にかなった措置と考えるのであります。

以下、賛成の理由につきまして申し上げます。
第一は、本法案におきまして、量的削減目標を設定するとともに、制度改革及び基本方針を定めるなど、財政構造改革の具体的方策を明らかにしていることとあります。

これまでの概算要求基準にはない公共事業の七％削減を初め、ODA経費の一〇％削減、防衛費、社会保障関係費などの抑制を行い、個々の歳出の中身にまでも踏み込んだことは、財政改革をなし遂げたいとする政府の強い意思のあらわれであると評価するものであります。

第二は、財政構造改革の目標を明確にしていることとあります。

現在の財政構造を放置すれば、将来、財政赤字を含めた国民負担率は七〇％にもなりかねず、双子の赤字を抱え、国民の生活水準は低下いたします。

平成九年十一月二十八日 参議院會議録第七号

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

四

す。このような大きな問題を子や孫の世代に残すことは絶対に避けねばなりません。本法案は、財政構造改革の目標として二〇〇三年度までに財政赤字対GDP比三%の達成を目指すこと及び平成十年度から十二年度までの今世紀の三年間を集中改革期間と定め、その期間中は一切の聖域なしで歳出の改革と削減を進めることにいたしているのであります。

財政構造改革は、確かに短期的には痛みを伴うものがあります。しかし、私は、中長期的には経済の活性化に資するものであり、経済構造改革とあわせて民需中心の安定成長につながっていくものだと考えております。

第三は、地方自治体の財政健全化についても配慮している点であります。

言うまでもなく、地方財政は我が国の経済社会にとって重要な地位を占めております。しかし、今日の地方財政の実態は、平成九年度末において約百四十七兆円もの債務残高を抱えているのであります。地方自治体は財政の自主的な健全化を図る必要がありますが、政府は、地方財政計画における地方一般歳出が抑制されるような必要な措置を講じることにより、地方自治体においても国と同様の財政構造改革に努めることにいたしております。

少子・高齢化と経済のグローバル化が例を見ない速さで進み中、私は、今改革をしなければ社会の活力が失われ、この国にあすはないと思うのであります。

景気の停滞、大手の銀行、証券会社の経営破綻が起きている困難な事態の中で、財政構造改革はこれからのいよいよ正念場を迎えるわけでありま

す。日本国民全体が国民としての誇りと自信を持って二十一世紀を迎えるよう、我々与党は、景気回復、金融システムの安定を図りつつ財政再建に懸命に取り組み、国民の信託にこたえていくとの決意をここに改めて表明をいたします。

以上をもちまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 斎藤勲君。

(斎藤勲君登壇、拍手)

○斎藤勲君 私は、民主党・新緑風会を代表し、内閣提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法案に反対する立場で討論を行います。

先週末の北海道拓殖銀行そして山一証券の相次ぐ経営破綻は、個別企業の経営破綻という領域にとどまらず、連鎖反動的な金融危機を内包した事態として推移しており、まさに我が国の金融システム全般の混乱と行き詰まりを示すものにほかならないのであります。いたずらに不安感をあおる言動は慎むべきであります。今や国民は、次はどの金融機関が破綻するのかと日々不安に駆られております。これらが政府、大蔵省のこれまでの護送船団方式という誤った金融行政自体の破綻を意味するものであることは明白と言わなければなりません。

また、本年春以来の消費の急激な冷え込み、株価の低迷など、当面の景気対策一つとってみても、政府は何ら適切な対応を示すことなく、日を追うことに我が国経済の混迷の度合いはますます深まっています。追うことも過言ではありません。政府は、十日ほど前に緊急経済対策を発表されましたが、現在の消費の低迷や不良債権処理のおくれからくる金融不安を打開し得るような決め手とな

る対策は何一つ見出せておりません。加えて、タイ、香港の市場の混乱に見るアジアの金融市場の深刻な事態の中で、我が国政府がその国際的責任を果たし得ないばかりか、むしろ経済無策ぶり、無能ぶりを国際社会に強く印象づけてしまったことはまことに残念と言わねばなりません。

大蔵大臣、本法案が閣議決定された時点よりも事態は一層深刻になっているにもかかわらず、無為無策のまま今日に至っていると言わざるを得ないのではないのでしょうか。さらに、総理が火だるまになると誓った行政改革に至っては、もはや論評する気も起きないというのが国民の率直な印象であります。

そうした惨憺たる状況の中で、政府・与党の皆さん方は何をしやにむにこのような財政構造改革法案を成立させようと思ひ込んでおられるのか、我々そして多くの国民は全く理解ができません。否、実は与党の中でも賢明な方々は同じ心境でおられるのではないのでしょうか。このことがこれまでの委員会審議を通じての私の率直な印象でもございます。

以下、私どもが法案に反対する具体的理由を何点か申し述べさせていただきます。

第一に、法案は、財政構造改革といながら何れ我が国財政の構造的問題の改革に踏み込む内容になっておりません。新聞等では財政構造温存法案、単なる財政抑制法案であるとかでゆされております。今最も取り組むべきことは、むだな公共事業の削減や、地方分権の時代にふさわしい税財源のあり方といった本質的な構造改革ではないのでしょうか。医療、年金、雇用保険等の改革の具体的な方向性も示さず、予算の抑制だけを先に法律

で決めるというやり方は余りにも無責任であり、地方自治体へのしわ寄せ、国民生活を不安に陥れるものであります。

また、対象が国の一般会計のみに限定されており、特別会計、財政投融资等は全く対象外となっており、特別あります。財政悪化の象徴である旧国鉄債務や国有林野事業の赤字の処理策は、年末の予算編成に先送りされております。これでは財政構造を抜本的に改革する気があるのかどうか疑わざるを得ません。

さらに、財政構造改革というからには、歳出面だけでなく歳入面の改革が必要であります。本法案では、税収及び税外収入の増収による歳入の確保策については何ら触れられず、単なる歳出カットの寄せ集めに終始しております。これでは財政構造改革の実効は何ら上がらぬばかりか、景気の足を引っ張り、財政再建すら果たし得ないという結果に終わることは明らかであります。

第二に、赤字国債をゼロにするという目標の当否であります。

従来、赤字国債の減額にこだわる余り、福祉予算を切り捨て、他方で建設国債については安易な増発が続き、結果として膨大な累積債務を生じさせてしまいました。財政健全化の観点からは、赤字公債は悪いが建設公債はよいという従来の考え方、財政法の規定そのものを見直すとともに、法案が指標として用いることとしている中央政府と地方自治体の貯蓄投資差額ではなく、公債発行と借入金金の総額を管理することとした方が国民にもわかりやすく、適当であると考えます。

第三に、法案は、これまで財政規律を著しく損なってきた補正予算編成についてのルールを定め

ていないこととあります。

特に、ウルグアイ・ラウンド対策費や住宅・都市整備公団等への補助金を安易に補正予算に計上する慣例を改め、補正予算の対象を財政法本来の趣旨に立ち返って厳しく制限するべきであります。また、補正予算を提出する際には、それによる財政収支の悪化を他の歳出削減や歳入増で補うというルールを明確にしなければ、しり抜けになつてしまふおそれが残されております。

第四に、個別分野のキャップの問題点であります。

本法案が定めている個別分野の歳出上限は、これまでと何ら変わらぬ分野別、事業別の縦割りとなつており、長期的視点に立つた政策的な優先課題が全く示されておられません。このため、かえつてむだな公共事業等への歳出を温存するとともに、今後一層重要となる子供たちの教育や社会保険等への予算の重点的な配分を阻害し、財政支出の硬直化を招くおそれが強いと言わざるを得ないのであります。

以上述べましたような理由から、私も民主党・新緑風会としては、本法案に反対であること強く申し上げ、与党、とりわけ社民党やさきがけの皆さん方の賢明な御判断を期待し、私の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇、拍手)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、財政構造改革の推進に関する特別措置法案に対する反対の討論を行います。

本法案は、今日の財政破綻を生み出した浪費の構造は温存したまま、国民生活関連予算は将来に

わたつてカットする仕組みをつくり上げる前代未聞の法律案であります。国会にも国民各界から大きな反対意見が寄せられているのは当然であります。

委員会の締めくくり総括質疑では、与党委員からさえ財政構造改革に値しない法案だと根本的な問いが寄せられるなど、十分審議が尽くされていないのに、我が党の反対を押し切り、極めて短時間で審議を議了して、本日、採決に付されたことに強く抗議するものです。

重大なことは、政府が、ここまで財政を破綻させた原因と責任を明らかにすることなく、ただ国民に痛みを押しつけるやり方で財政赤字を抑えようとしていることとあります。さらに消費税増税や医療保険改悪などで九兆円の負担を強い上、北海道拓殖銀行、山一証券等の破綻では、不正や乱脈経営、大蔵省と金融機関の癒着など、問題の原因や実態を説明もせず、金融システムの安定をにぎの御旗にして、公的資金導入、国民の血税投入を行おうとするなど論外であります。

金融機関の破綻に国民が何の責任もないことは明白です。公的資金の投入は、その国民に、ごく一部の巨大金融機関の破綻処理のツケを回し、一層の犠牲を強いるものでしかありません。この際、私は、こうした政府の姿勢を強い怒りを持って糾弾するものです。

本法案に反対する第一の理由は、将来にわたつて国民生活の全分野に及ぶ予算を削り込むレベルを敷く自動削減装置がつくられるためです。

最も際立っているのが、医療、年金など社会保障の分野であります。来年度は、当然増だけでも八千五百億円とされるのに、五千五百億円も削

り、九九年以降の二年間も来年度と同程度度の削減を義務づけています。その内容は、政府・与党の検討案でも明らかにように、現在扶養家族となつて三百四十万人のお年寄りからも新たに保険料を取り立てるなど、弱者に容赦なく負担を強いるものばかりです。

社会保障、教育、住宅など生活関連公共投資を初め、本法案がもたらす来年度の新たな国民負担増は、試算できるものだけでも二兆円を大きく上回り、消費税一%増に匹敵する規模です。加えて、二千二百件にも上る補助金を一律削減の対象とし、そこには難病患者の命の綱である医療費の国庫負担削減も含まれています。これらは国民の生存権、教育を受ける権利など、日本国憲法の民主的理の全面的じゅうりんと言わねばなりません。

しかも、審議の中で、本法案に盛り込まれた国民生活予算の削減をすべて実行したとしても、毎年度三兆円から九兆円に及ぶ財源不足が生じ、二〇〇三年度までの赤字国債ゼロなどの目標達成は困難なことが明らかになりました。そうならば、さらに毎年数兆円規模で社会保障など歳出を削り込むか、消費税率の再引き上げなど増税をするか、二つの選択肢しかありません。いずれにせよ、国民は短期の痛みどころか、二重、三重の痛みを将来にわたり背負わされるだけであります。

反対の理由の第二は、聖域なしといひながら、ゼネコン奉仕の公共事業や軍事費などの浪費部分を事実上聖域にしていることです。

法案では、赤字国債はゼロにするといひながら、建設国債には何ら歯止めを設けておりません。公共事業は、橋本総理も諸外国と比べて高い

と問題を認めているのに、これにはメスを入れないまま、法案にはわざわざ「事業の量を変更することなく」と書き込んでおります。アメリカの圧力で九六年度に閣議決定された七つの公共事業長期計画の事業費は、七年に延長しても縮減どころかそれ以前の五カ年計画より単年度五百一億円増になります。

軍事費も、法案では前年度並みにするというところで、削減どころか依然五兆円規模を確保しており、これは欧米諸国が軒並み減らしている中、まさに異常な事態です。その上、新たな海上基地建設で沖縄県民にさらなる痛みを強い、米軍実弾射撃訓練を全国五カ所に拡大する、SACO関連経費は法案では別枠を明記し、上限も設けていないというひどいものであります。

財政構造改革というなら、こうした浪費をなくすべきは当然なのに、本法案ではそれをしない上に、大企業への特権的減税など、是正すべき歳入にも一切触れていません。これでは財政構造改革どころかゼネコン・大企業奉仕国家、基地国家を永続させるだけです。

第三の理由は、本法案が憲法のうたう財政民主主義をじゅうりんすることです。

具体的な施策の中身を抜きに、来年度予算の一般歳出を今年度以下にし、主要経費ことに予算上限を設定し、三年間の支出の削減だけを先に決めるなど、予算の骨格をあらかじめ法律で縛つてしまふのが本法案です。したがって、将来の政府をも拘束し、憲法が定める予算の単年度主義にも反するものです。

また、予算が出され国会審議が開始され、その内容が余りにひどいと反対の声が高まっても、政

府自身は、この法律に定められた上限を超えて国民の要望にこたえるように予算を変更できない仕組みにされております。

さらに国会が、予算の組み替え動議を通したとしても、この法律がある限り予算の組み替えはできません。これでは、国会も自縄自縛になり、予算審議権を実質的に奪われることになるではありませんか。

反対の理由の第四は、本法案が国民の消費をさらに冷え込ませ、不況に拍車をかけるものにはかならないということです。

橋本総理は、消費税の二%の税率引き上げ及び特別減税の影響がここまで大きく残るといふ予測をしていなかったと、見通しの誤りを認めました。政府の誤った経済のかじ取りによる深刻な不況が続く中、本法案による負担増は個人消費にさらに大打撃を与え、不況に追い打ちをかけるのは明らかであります。さらに、景気の一層の悪化は、税収の落ち込みを呼び、財政が悪化するという悪循環に陥る危険を生み出します。国家財政の崩壊とも言ふべき事態を断じて招くわけにはまいりません。

我が党は、衆参両院の論戦を通じ、今日の財政破綻の原因であるむだな公共投資や軍事費を削減し、大企業優遇の不公平税制にメスを入れることで、社会保障の公費負担二十兆円、公共投資五十兆円という欧米諸国には例のないゆがんだ財政構造を抜本的に改めるべきことを主張してきました。そうしてこそ、国民生活の向上、景気の回復、高齢化社会に向けた社会保障の充実と財政再建とを両立できることは明らかであります。

最後に、本法案成立をたとえ多数で強行したと

しても、それを具体化する国民生活犠牲の予算や法改悪を許さない世論と運動が必ずや高まることを確信して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

(参事投票を計算)

投票総数 二百三十八票

白色票 百三十六票

青色票 百票

よって、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 阿部 正俊君 | 青木 幹雄君 | 田浦 直君 |
| 芦尾 長司君 | 井上 吉夫君 | 田村 公平君 |
| 井上 孝君 | 井上 裕君 | 竹山 裕君 |
| 石井 道子君 | 石川 弘君 | 谷川 秀善君 |
| 石渡 清元君 | 板垣 正君 | 坪井 一字君 |
| 岩井 國臣君 | 岩崎 純三君 | 中曾根弘文君 |
| 岩永 浩美君 | 上杉 光弘君 | 永田 良雄君 |
| 上野 公成君 | 浦田 勝君 | 長峯 基君 |
| 海老原義彦君 | 遠藤 要君 | 成瀬 守重君 |
| 小野 清子君 | 尾辻 秀久君 | 野次 太三君 |
| 大河原太一郎君 | 大木 浩君 | 野村 五男君 |
| 大島 慶久君 | 大野つや子君 | 橋本 聖子君 |
| 太田 豊秋君 | 岡 利定君 | 畑 恵君 |
| 岡野 裕君 | 岡部 三郎君 | 林 芳正君 |
| 加藤 紀文君 | 狩野 安君 | 平田 耕一君 |
| 鹿熊 安正君 | 景山俊太郎君 | 保坂 三蔵君 |
| 笠原 潤一君 | 片山虎之助君 | 真鍋 賢二君 |
| 金田 勝年君 | 釜本 邦茂君 | 松浦 功君 |
| 鎌田 要人君 | 上吉原一天君 | 松谷倉一郎君 |
| 亀谷 博昭君 | 河本 英典君 | 三浦 一水君 |
| 木宮 和彦君 | 北岡 秀二君 | 宮崎 秀樹君 |
| 久世 公義君 | 斎掛 哲男君 | 村上 正邦君 |
| 倉田 寛之君 | 小山 孝雄君 | 森田 健作君 |
| 鴻池 祥肇君 | 佐々木 満君 | 山崎 正昭君 |
| 佐藤 静雄君 | 佐藤 泰三君 | 依田 智治君 |
| 高藤 文夫君 | 坂野 重信君 | 鈴木 正孝君 |
| 清水嘉与子君 | 清水 達雄君 | 及川 一夫君 |
| 塩崎 恭久君 | 下稻葉耕吉君 | 梶原 敬義君 |
| 陣内 孝雄君 | 須藤良太郎君 | 菅野 壽君 |
| 鈴木 政二君 | 鈴木 貞敏君 | 志苦 裕君 |
| 世耕 政隆君 | 関根 則之君 | 瀬谷 英行君 |

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 照屋 寛徳君 | 田沢 智治君 | 高木 正明君 |
| | 武見 敬三君 | 常田 享祥君 |
| | 中島 眞人君 | 中原 爽君 |
| | 長尾 立子君 | 橋崎 泰昌君 |
| | 西田 吉宏君 | 野間 越君 |
| | 南野知恵子君 | 服部三男雄君 |
| | 林田悠紀夫君 | 二木 秀夫君 |
| | 真島 一男君 | 前田 勲男君 |
| | 松浦 孝治君 | 松村 龍一君 |
| | 溝手 顕正君 | 宮澤 弘君 |
| | 守住 有信君 | 矢野 哲朗君 |
| | 山本 一太君 | 吉川 芳男君 |
| | 赤桐 操君 | 大脇 雅子君 |
| | 上山 和人君 | 旦下部徳代子君 |
| | 清水 澄子君 | 谷本 巍君 |
| | 田 英夫君 | |

反対者(青色票)氏名

三重野栄子君 村沢 牧君
山本 正和君 佐藤 道夫君
西川きよし君 末広まき子君
奥村 展三君 堂本 晴子君
水野 誠一君 長谷川道郎君

百名

足立 良平君 阿曾田 清君
荒木 清寛君 石田 美栄君
泉 信也君 猪熊 重二君
今泉 昭君 岩瀬 良三君
魚住裕一郎君 牛嶋 正君
海野 義孝君 及川 順郎君
大久保直彦君 大森 礼子君
扇 千景君 加藤 修一君
風間 昶君 片上 公人君
勝木 健司君 小林 元君
木暮 山人君 木庭健太郎君
白浜 一良君 菅川 健二君
田村 秀昭君 高野 博師君
高橋 令則君 武田 節子君
但馬 久美君 都築 譲君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
寺崎 昭久君 寺澤 芳男君
戸田 邦司君 直嶋 正行君
永野 茂門君 長谷川 清君
浜四津敏子君 平井 卓志君
平田 健二君 平野 貞夫君
広中和歌子君 福本 潤一君
星野 朋市君 益田 洋介君
松 あきら君 円 より子君

水島 裕君 山崎 力君
山下 栄一君 山本 保君
吉田 之久君 和田 洋子君
渡辺 孝男君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 一井 淳治君
今井 澄君 小川 勝也君
岡崎トミ子君 川橋 幸子君
久保 亘君 国井 正幸君
小島 慶三君 齋藤 勤君
笹野 貞子君 菅野 久光君
竹村 泰子君 千葉 景子君
角田 義一君 松前 達郎君
本岡 昭次君 薬科 満治君
阿部 幸代君 有働 正治君
上田耕一郎君 緒方 靖夫君
笠井 亮君 聴濤 弘君
須藤美也子君 立木 洋君
西山登紀子君 橋本 敦君
筆坂 秀世君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
島袋 宗康君 山田 俊昭君
江本 孟紀君 椎名 素夫君
栗原 君子君 矢田部 理君
山口 哲夫君 北澤 俊美君
釘宮 馨君 小山 峰男君
武田邦太郎君 松尾 官平君

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員
長松谷蒼一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松谷蒼一郎君登壇、拍手〕

○松谷蒼一郎君 ただいま議題となりました承認
案件につきまして、委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。
本件は、平成六年第百二十九回国会において承
認を受けた漁港整備計画について、平成九年六月
三日に閣議決定された「財政構造改革の推進につ
いて」を踏まえ、漁港法第十七条第三項の規定に
基づき、その一部を変更し、計画期間を二年延長
するため、同条同項の規定により、国会の承認を
求めようとするものであります。

委員会におきましては、漁港整備計画の二年延
長に伴う影響、今後の整備方針及び漁港管理・利
用調整のあり方等について質疑が行われましたが、
その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して須藤委員より本件に反対である
旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数を
もって承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 公職選挙法の一
部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたしま
す。

まず、委員長の報告を求めます。選挙制度に関
する特別委員長円より子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔円より子君登壇、拍手〕

○円より子君 ただいま議題となりました公職選
挙法の一部を改正する法律案につきまして、選挙
制度に関する特別委員会における審査の経過及び
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の各選挙における投票率の低
下傾向にかんがみ、選挙人がより投票をしやすい
環境を整えるため、定時登録の回数増加、投票
時間の延長、不在者投票制度の改善等の措置を講
ずるとともに、選挙に関する事務の簡素合理化等
を図るため、選挙人名簿に関する事務の改善、候
補者届け出の添付書類の省略等を行うとするもの
であります。

委員会におきましては、二十歳代有権者の投票
率向上策、不在者投票機会の拡大と手続の簡素
化、確認団体の新聞広告公営廃止の是非、即日開
票への影響等について質疑が行われましたが、そ
の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、自由民主党、社会民主党・護憲
連合及び新党さきがけを代表して鈴木理事より、

平成九年十一月二十八日 参議院会議録第七号

衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員通常選挙を行うべき期間の変更並びに不在者投票時間の延長についての修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案

日程第五 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長石川弘君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔石川弘君登壇、拍手〕

○石川弘君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案は、改正外為法による国境を越える資金移動の活発化・多様化に対応し、所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的として、一定の国外送金等について、その調査の提出等に関する制度を整備するものであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者または外国法人が民間国外債等の利子を受け取る場合の非課税制度に関し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこととする等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、国外送金等調査の提出制度及び民間国外債の本人確認制度の実効性、金融関係者の事務負担や利用者の便宜への配慮、納税者番号制度導入の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長風間昶君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔風間昶君登壇、拍手〕

○風間昶君 ただいま議題となりました商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに、株式会社法の運営の健全性を確保しようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

まず、商法につきましては、株主の権利行使に関する利益供与罪及び利益受供与罪の法定刑を引き上げるとともに、利益供与の要求を行うこと自体を罪とする利益供与要求罪等を新設し、さらに取締役等の特別背任罪等の法定刑を引き上げることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、会計監査人の汚職の罪の法定刑を引き上げることとしてしております。

委員会におきましては、本改正による罰則強化の実効性、総会屋の実態、企業と総会屋が癒着する理由等につきまして質疑が行われたほか、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

(賛成者起立)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 高藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

末広まきこ君 栗原 君子君
小山 峰男君 渡辺 孝男君
大森 礼子君 椎名 素夫君
山口 哲夫君 釘宮 繁君
福本 潤一君 山本 保君
武田邦太郎君 江本 孟紀君
矢田部 理君 北澤 俊美君
松 あきら君 加藤 修一君
山崎 力君 平田 健二君
鈴木 正孝君 但馬 久美君
和田 洋子君 菅川 健二君
海野 義孝君 田 より子君
岩瀬 良三君 小林 元君
都築 謙君 石田 美栄君
荒木 清寛君 浜四津敏子君
山下 栄一君 風間 昶君
泉 信也君 寺澤 芳男君
武田 節子君 牛嶋 正君
猪熊 重二君 寺崎 昭久君
星野 明市君 木暮 山人君
勝木 健司君 片上 公人君
及川 順郎君 広中和歌子君
永野 茂門君 石井 一二君
吉田 之久君 白浜 一良君
長谷川道郎君 水野 誠一君
芦尾 長司君 上吉原 一天君
長尾 立子君 奥村 展三君
堂本 曉子君 常田 享詳君

岩永 浩美君 大野つや子君
高野 博師君 阿曾田 清君
益田 洋介君 釜本 邦茂君
北岡 秀一君 小山 孝雄君
戸田 邦司君 高橋 令則君
今泉 昭君 水島 裕君
景山俊太郎君 海老原義彦君
岩井 國臣君 魚住裕一郎君
直嶋 正行君 平野 貞夫君
長谷川 清君 野沢 太三君
松浦 孝治君 宮崎 秀樹君
二木 秀夫君 足立 良平君
木庭健太郎君 統 訓弘君
田村 秀昭君 永田 良雄君
鈴木 貞敏君 小野 清子君
平井 卓志君 扇 千景君
鶴岡 洋君 大久保直彦君
世耕 政隆君 坂野 重信君
前田 勲男君 塩崎 恭久君
森田 健作君 矢野 哲朗君
清手 顯正君 佐藤 静雄君
依田 智治君 山本 一太君
三浦 一水君 松村 龍二君
平田 耕一君 畑 恵君
林 芳正君 龜谷 博昭君
中島 眞人君 阿部 正俊君
鈴木 政二君 金田 勝年君
狩野 安君 佐藤 泰三君
石渡 清元君 鴻池 祥肇君
谷川 秀善君 保坂 三蔵君
岡 利定君 太田 豊秋君
尾辻 秀久君 山崎 正昭君

陣内 孝雄君 西田 吉宏君
成瀬 守重君 野間 昶君
清水 達雄君 清水嘉与子君
久世 公義君 斎藤 文夫君
青木 幹雄君 中曾根弘文君
倉田 寛之君 片山虎之助君
守住 有信君 香樹 哲男君
岡野 裕君 高木 正明君
遠藤 要君 真鍋 賢二君
村上 正邦君 井上 吉夫君
佐々木 満君 岩崎 純三君
井上 裕君 宮澤 弘君
加藤 紀文君 坪井 一字君
照屋 寛徳君 大脇 雅子君
橋本 聖子君 馳 浩君
田村 公平君 上山 和人君
谷本 鶴君 菅野 壽君
田浦 直君 武見 敬三君
中原 爽君 長峯 基君
笠原 潤一君 松谷蒼一郎君
服部三男雄君 南野知恵子君
河本 英典君 上野 公成君
関根 則之君 日下部禮代子君
横崎 泰昌君 鹿熊 安正君
鎌田 要人君 野村 五男君
石川 弘君 大島 慶久君
真島 一男君 山本 正和君
須藤良太郎君 木宮 和彦君
浦田 勝君 古川 芳男君
石井 道子君 竹山 裕君
松浦 功君 井上 孝君
林田悠紀夫君 板垣 正君

國務大臣

大河原太一郎君 大木 浩君
上杉 光弘君 下稲葉耕吉君
岡部 三郎君 田沢 智治君
志苦 裕君 小川 勝也君
国井 正幸君 朝日 俊弘君
西川きよし君 山下 芳生君
萱野 茂君 今井 澄君
島袋 宗康君 笠井 亮君
川橋 幸子君 薬科 満治君
岡崎トミ子君 山田 俊昭君
阿部 幸代君 及川 一夫君
清水 澄子君 角田 義一君
竹村 泰子君 一井 淳治君
佐藤 道夫君 西山登紀子君
須藤美也子君 三重野栄子君
梶原 敬義君 千葉 景子君
齋藤 勲君 緒方 靖夫君
筆坂 秀世君 吉川 春子君
村沢 牧君 本岡 昭次君
伊藤 基隆君 笹野 貞子君
有働 正治君 橋本 敦君
吉岡 吉典君 田 英夫君
赤桐 操君 瀬谷 英行君
小島 慶三君 久保 亘君
曾野 久光君 松前 達郎君
聽濤 弘君 立木 洋君
上田耕一郎君

法務大臣 下稲葉耕吉君
大蔵大臣 三塚 博君
農林水産大臣 島村 宜伸君
自治大臣 上杉 光弘君

政府委員

科学技術政務次官 加藤 紀文君

議長の報告事項

去る十九日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

宮城県選挙区選出(十一月十九日当選)

岡崎トミ子君 (市川一朗君の補欠)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

中曾根弘文君

補欠

長尾 立子君

商工委員

辞任

太田 豊秋君

補欠

木宮 和彦君

田村 公平君

大木 浩君

建設委員

辞任

長尾 立子君

補欠

中曾根弘文君

予算委員

辞任

木宮 和彦君

補欠

太田 豊秋君

決算委員

辞任

齋藤 文夫君

補欠

齋藤 文夫君

齋藤 文夫君

松村 龍二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

牛嶋 正君

補欠

吉田 久之君

高橋 令則君

平田 健二君

清水 澄子君

志苦 裕君

橋本 敦君

西山登紀子君

椎名 素夫君

江本 孟紀君

同日議長は、次の内閣提出案を選挙制度に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問主意書(山口哲夫君提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

志村 哲良君

補欠

上杉 光弘君

労働委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

志村 哲良君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

狩野 安君

補欠

岩井 國臣君

久世 公堯君

海老原義彦君

今泉 昭君

長谷川 清君

平田 健二君

加藤 修一君

峰崎 直樹君

前川 忠夫君

同日議長は、次の内閣提出案を受領した。

工場立地法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

林 芳正君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

野村 五男君

補欠

青木 幹雄君

牛嶋 正君

水島 裕君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

長峯 基君

補欠

井上 吉夫君

農林水産委員

辞任

青木 幹雄君

補欠

野村 五男君

井上 吉夫君

長峯 基君

大野つや子君

畑 恵君

通信委員

辞任

畑 恵君

補欠

大野つや子君

議院運営委員

辞任

林 芳正君

補欠

上杉 光弘君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

岩井 國臣君

海老原義彦君

龜谷 博昭君

長谷川 清君

前川 忠夫君

及川 一夫君

栗原 君子君

山口 哲夫君

久世 公堯君

景山俊太郎君

今泉 昭君

峰崎 直樹君

三重野栄子君

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案(遠藤乙彦君外四名提出(衆第一二二号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案(閣法第一号)審査報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

同日議長から次の質問主意書が提出された。

特別養護老人ホーム入所申請における健康診断書の費用負担等に関する質問主意書(山下栄一君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山下栄一君提出郵便貯金の周知宣伝施設に関する質問に対する答弁書

参議院議員照屋寛徳君提出キャンプ・シユワブ沖水域における海上ヘリポート建設に関する質問に対する答弁書

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

林 芳正君

補欠

上杉 光弘君

大蔵委員

辞任

青木 幹雄君

補欠

野村 五男君

水島 裕君

牛嶋 正君

厚生委員

辞任

井上 吉夫君

補欠

長峯 基君

牛嶋 正君

水島 裕君

農林水産委員

辞任

長峯 基君

補欠

井上 吉夫君

野村 五男君

青木 幹雄君

畑 恵君

大野つや子君

通信委員

辞任

大野つや子君

補欠

畑 恵君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

景山俊太郎君

補欠

龜谷 博昭君

三重野榮子君

及川 一夫君

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員山口哲夫君提出特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問(答弁することができざる期限 十二月十日)

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月七日任期満了の伊原義徳の後任)

遠藤 哲也

(十二月一日任期満了の田畑米穂の後任)

木元 教子

同日内閣から、左記の者を地方財政審議会委員に任命したので、自治省設置法第七条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月一日任期満了の荒尾正浩の後任)

川上 均

(同日任期満了の宮尾盤の後任)

鹿谷 崇義

(同日任期満了による再任)

竹村 晟

(同日任期満了の堀田章の後任)

野沢 達夫

(同日任期満了の佐藤進の後任)

林 健久

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、同日外務省北米局長高野紀元君及び外務省経済局長大島正太郎君の第四百四十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第四百四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省北米局長事務代理 田中 均君
外務省経済局長事務代理 横田 淳君

同日内閣総理大臣臨時代理から議長宛、外務省北米局長事務代理田中均君外一名(同日議長承認)を、第四百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

山本 一太君

補欠

岩崎 純三君

法務委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

松村 龍二君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの
国会法第四十二條第三項の規定によるもの

外務委員

辞任

岩崎 純三君

補欠

山本 一太君

小山 峰男君

補欠

釘宮 馨君

大蔵委員

辞任

直嶋 正行君

補欠

益田 洋介君

厚生委員

辞任

釘宮 馨君

補欠

小山 峰男君

農林水産委員

辞任

都築 讓君

補欠

戸田 邦司君

運輸委員

辞任

戸田 邦司君

補欠

都築 讓君

建設委員

辞任

益田 洋介君

補欠

直嶋 正行君

予算委員

辞任

石渡 清元君

補欠

横崎 泰昌君

武見 敬三君

北岡 秀二君

田村 秀昭君

菅川 健二君

上田耕一郎君

緒方 靖夫君

佐藤 道夫君

西川きよし君

決算委員

辞任

松村 龍二君

補欠

上杉 光弘君

緒方 靖夫君

上田耕一郎君

議院運営委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

林 芳正君

菅川 健二君

田村 秀昭君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

特別養護老人ホーム入所申請における健康診断書の費用負担等に関する質問主意書(山下栄一君提出)

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 岩崎 純三君 補欠 山本 一太君

法務委員

辞任 田村 公平君 補欠 西田 吉宏君

外務委員

辞任 松村 龍二君 補欠 上杉 光弘君

大蔵委員

辞任 山本 一太君 補欠 岩崎 純三君

厚生委員

辞任 片山虎之助君 補欠 保坂 三蔵君

辞任 西田 吉宏君 補欠 田村 公平君

益田 洋介君 補欠 平田 健二君

辞任 上山 和人君 補欠 梶原 敬義君

小山 峰男君 補欠 釘宮 磐君

農林水産委員

辞任 戸田 邦司君 補欠 都築 讓君

商工委員

辞任 平田 健二君 補欠 益田 洋介君

運輸委員

辞任 梶原 敬義君 補欠 上山 和人君

通信委員

辞任 都築 讓君 補欠 戸田 邦司君

予算委員

辞任 北岡 秀二君 補欠 鈴木 政二君

辞任 榊崎 泰昌君 補欠 石渡 清元君

辞任 菅川 健二君 補欠 田村 秀昭君

辞任 緒方 靖夫君 補欠 上田耕一郎君

辞任 上杉 光弘君 補欠 松村 龍二君

辞任 上田耕一郎君 補欠 緒方 靖夫君

辞任 山口 哲夫君 補欠 栗原 君子君

辞任 田村 秀昭君 補欠 菅川 健二君

辞任 木庭健太郎君 補欠 広中和歌子君

辞任 木庭健太郎君 補欠 広中和歌子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

大蔵委員会

理事 松浦 孝治君(榊崎泰昌君の補欠)

理事 牛嶋 正君(牛嶋正君の補欠)

理事 梶原 敬義君(上山和人君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五号)

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(閣法第六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を商工委員会に付託した。

工場立地法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案(閣法第二号)審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)審査報告書

審査報告書

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成九年十一月二十一日

行財政改革・税制等に関する特別委員長 遠藤 要

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革を推進し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現すること等の重要な課題に十分対応できる財政構造を実現するため、財政構造改革の推進に関する国の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費に係る量的削減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に関する事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に関し、次の事項に十分配慮すべきである。

一、財政構造改革の推進に当たっては、各分野における改革の内容を国民に明らかにし、その理解を得るよう努めること。

一、財政構造の見直しを行うに当たっては、一般会計のみならず、特別会計、財政投融資にかかわる諸問題を含め、幅広く検討すること。ま

た、財政に関する情報を積極的に開示するよう努めること。

一、現下の厳しい経済状況にかんがみ、我が国経済の成長力を高めるよう、財政構造改革との整合性を維持しつつ、経済構造改革を推進すること。

一、今後の歳出の縮減及び制度改革の検討に当たっては、国民生活への影響に十分配慮すること。

一、限られた予算を有効に活用する見地から、財政資金の重点的な配分と効率的な執行に努めること。

一、地方分権の着実な実行が期待されていることにかんがみ、地方の財政構造改革の推進に当たっては、地方公共団体の自主的かつ自立的な行政運営が可能となる環境の整備に努めることと。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年十一月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 各歳出分野における改革の基本方針

平成九年十一月二十八日 参議院会議録第七号

集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等

第一節 社会保障(第七条—第十二条)

第二節 公共投資(第十三条—第十五条)

第三節 文教(第十六条—第十八条)

第四節 防衛(第十九条—第二十条)

第五節 政府開発援助(第二十一条—第二十二條)

第六節 農林水産(第二十三条—第二十四条)

第七節 科学技術(第二十五条—第二十七条)

第八節 エネルギー対策(第二十八条—第二十九條)

第九節 中小企業対策(第三十条—第三十一条)

第十節 人件費(第三十二条)

第十一節 その他の事項に係る経費(第三十三條)

第十二節 補助金等の見直し(第三十四条—第三十八條)

第三章 地方財政の健全化(第三十九条—第四十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政構造改革の推進に関する国の責務、財政構造改革の当面の目標及び国の財政運営の当面の方針を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間(平成十年度から平成十二年度までの期間をいう。以下同

じ)における国の一般会計の主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に必要な事項を定めることを目的とする。

(財政構造改革の趣旨)

第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

(財政構造改革の推進に関する国の責務)

第三条 国は、前条の趣旨にのっとり、財政構造改革を推進する責務を有する。

第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。

一 平成十五年度までに、一般会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額(国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系(以下「国民経済計算の体系」という。)における中央政府の貯蓄投資差額及び地方府県の貯蓄投資差額を合算した額であって、零未満のものをいう。以下同じ。)を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産(国民経済計算の体系における国内総生産をいう。)の額で除して得られる数値(次条

において「財政赤字の対国内総生産比」という。)を百分の三以下とすること。

二 平成十年度から平成十四年度までの間の各年度に国の一般会計において特例公債(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行される公債以外の公債であって、一般会計年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。)を発行する場合においては、その発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出(同法第二十九条で定める補正予算(以下単に「補正予算」という。)が作成された場合における一般会計の歳出を含む。)は、平成十五年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度(一般会計の歳入(補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。)の額における公債金収入の額(同法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。)の占める割合をいう。以下同じ。)を平成九年度の予算における公債依存度に比して引き下げることを。

(財政赤字の対国内総生産比の公表)

第五条 平成十年度から平成十五年度までの間における各年度の予算及び当該各年度の地方団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第二号に規定する地方団体をいう。第四十一条において同じ。)の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画(同法第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する

地方財政計画(同法第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

書類をいう。第四十一条において同じ。の国会への提出後、遅滞なく、大蔵大臣及び自治大臣は、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比の見込みの数値を計算して、公表するものとする。

2 大蔵大臣及び自治大臣は、前項に規定する各年度における国民経済計算の体系における中央政府の貯蓄投資差額及び地方自治体の貯蓄投資差額が公表された場合においては、遅滞なく、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比を計算して、公表するものとする。

(国の財政運営の当面的方針)

第六条 国は、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額(一般会計の歳出の額から国債費(国債整理基金特別会計法明治三十九年法律第六号)第二項第一項の規定その他政令で定める規定による一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金をいう。の額、交付税及び譲与税配付金特別会計(昭和二十九年法律第百三十三号)第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することとを当面の方針とする。

- 一 行政の各分野において国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割を見直すこと。
- 二 行政の各分野において国と地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと。
- 三 国及び地方公共団体の施策により国民の受

ける利益の水準とそれに要する費用を支弁するための国民の負担の水準との間の衡平を図ること。

- 四 活力ある経済社会を創出すること。
- 五 財政資金を効率的に配分すること。

六 国民負担率(一會計年度において国の収入となる租税及び印紙収入の額並びに地方公共団体の収入となる租税の額を合算した額、当該會計年度における国民経済計算の体系における社会保障負担の額及び一般政府の無基金雇用者福祉負担の額を合算した額並びに当該會計年度における国及び地方公共団体の財政赤字額を算から差し引いた額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。を百分の五十を上回らないように抑制すること。

2 政府は、平成十年度の当初予算(補正予算及び財政法第三十条で定める暫定予算以外の予算をいう。以下同じ。を作成するに当たり、一般歳出の額が平成九年度の当初予算における一般歳出の額を下回るようにするものとする。

第二章 各歳出分野における改革の基本方針
第一節 社会保険
針、集中改革期間における主要な経費の量的削減目標及び政府が講ずべき制度改革等

(社会保険関係費に係る改革の基本方針)

第七條 政府は、社会保険制度の構造改革を進め、将来にわたり安定的に運営することが可能な社会保険制度の構築を図るため、社会保険制度の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることにより、人口構造の

高齢化等に伴う社会保険関係費の増加額をできる限り抑制するものとする。

2 前項に規定する社会保険関係費とは、生活保護、社会福祉、社会保険、保健衛生対策及び失業対策に關し一般會計予算に計上される経費をいう。

(社会保険関係費の量的削減目標)

第八條 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、次条から第十二条までに定める措置を講ずること等により、社会保険関係費の額を次のとおり抑制するものとする。

一 平成十年度の当初予算における社会保険関係費の額は、平成九年度の当初予算における社会保険関係費の額に三千億円を加算した額を下回ること。

二 平成十一年度及び平成十二年度の当初予算における社会保険関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における社会保険関係費の額におおむね百分の百二を乗じた額を上回らないこと。

2 前項の場合において、社会保険関係費の範囲は、集中改革期間の各年度の当初予算で定める。ただし、平成九年度の当初予算における社会保険関係費の範囲は、平成十年度の当初予算で定める。

(医療保険制度改革に関する検討)

第九條 政府は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十二年度までのできるだけ早い時期に、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)その他の法律に基づく医療保険制度等につ

いて抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、平成十二年度までに、一定額以上の収入等を有する高齢者に対する老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療給付等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(年金制度改革に関する検討)

第十條 政府は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及び共済各法(国民年金法第五條第一項第二号から第五号までに掲げる法律をいう。以下「厚生年金保険法等」という。)に基づく年金たる給付に係る保険料等についての将来の世代における負担の抑制を図るため、集中改革期間中において最初に行われる財政再計算(厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する再計算等厚生年金保険法等の規定に基づく保険料率等の再計算をいう。第三項において同じ。)に当たり、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 主として高齢者が長期にわたり療養を行う医療施設その他の施設に入所している者に対する年金たる給付の在り方
- 二 年金の額の改定の方法
- 三 事業所に使用される六十五歳以上の者に対する年金たる給付の在り方
- 四 年金たる給付を受ける権利を有する者(次項において「受給権者」という。)となる年齢

五 年金たる給付の水率

六 その他将来の世代の負担の抑制を図るための措置(次項に規定する措置を除く。)

2 政府は、平成十二年度までに、給付と負担の適切な関係を維持することが年金制度の円滑な運営に必要であることに配慮しつつ、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、一定額以上の収入等を有する受給権者に対する厚生年金保険法等による年金たる給付の額の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、集中改革期間中において最初に行われる財政再計算に当たり、世代間及び世代内の負担の公平の観点から、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 厚生年金保険法及び国民年金法に基づく保険料率等に関し、厚生年金保険法第八十一条第八項及び国民年金法第八十七条第五項により段階的に行うこととされている保険料率等の引上げの在り方

二 厚生年金保険法等に基づく年金たる給付に係る保険料及び掛金の賦課の対象となる報酬の範囲

(年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十一条 政府は、厚生年金保険法等に基づく年金事業その他の社会保険事業の事務の執行に要する費用について、第七条の趣旨を踏まえその在り方について検討を加えるとともに、第八条第一項に掲げる量的削減目標及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資する

ため、平成十年度から平成十五年度までの間、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金事業の事務並びに国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十一号)に基づく短期給付及び長期給付に係る組合の事務の執行に要する費用(以下この条において「年金事業等の事務費」という。)の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てるものとし、これにより、年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

(雇用保険制度の見直し)

第十二条 政府は、平成十年度当初予算の成立の日までのできるだけ早い時期に、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第三十七条の二に規定する高年齢求職者給付金の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、同法に基づき失業等給付に係る国庫負担の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二節 公共投資

(公共事業予算に係る改革の基本方針)

第十三条 政府は、公共事業に係る予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、行政の各分野における国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点等を踏まえ、重点化及び効率化を図るものとする。

(公共投資関係費の量的削減目標)

第十四条 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が平成九年度の当初予算における公共投資関係費の額に百分の九十三を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における公共投資関係費の額を下回るようにするものとする。

3 前二項に規定する公共投資関係費とは、国、地方公共団体等が実施する社会資本としての道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設又は復旧の事業(国民生活の安定に寄与するための住宅の建設又は確保に関する事業を含む。)及び官公庁施設の建設等の事業(財政法第四条第一項ただし書に規定する公共事業費に該当するものに限る。)に關し一般会計予算に計上される経費をいう。

4 第八条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合における公共投資関係費の範囲について準用する。

(公共事業に関する計画における事業の量的実質的削減)

第十五条 政府は、公共事業に関する計画(公共事業に關し事業の実施の目標及び量を定める全国に及ぶ計画であつて、法律の規定に基づき策定されるもの又は政府が定めるものをいう。以下同じ。)のうちこの法律の施行の際現に存する平成八年度以前の年度を始期とするもの(住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)第四条第一項に定める住宅建設五箇年計画及び計画の終期を平成九年度とするものを除く。)について、前条の趣旨及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、当該各計画を、当該各計画に定める事業の量を変更することなく当該各計画における期間に比して長期の期間の計画

に改定するものとし、これにより、一箇年当たり平均事業量当該各計画に定める事業の量を当該各計画の期間の年数で除して得た量を用う。次項において同じ。)を削減するものとする。

2 政府は、公共事業に関する計画であつて平成九年度を始期とするもの(以下この項において「当該各計画」という。)について、前条の趣旨及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、長期的視点に立つて、当該各計画の期間については当該各計画と同一の公共事業の分野における平成八年度を終期とする各計画における期間に比して長期の期間とするもの当該各計画の事業の量については前項の趣旨を参酌して策定するものとし、これにより、一箇年当たり平均事業量を抑制するものとする。

第三節 文教

(文教予算に係る改革の基本方針)

第十六条 政府は、文教予算(学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図る等のための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)について、児童又は生徒の数の減少に應じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点から、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制するものとする。

(一般会計からの国立学校特別会計への繰入れ及び私立学校に対する助成の総額の量的削減目標)

第十七条 政府は、集中改革期間における各年度

平成九年十一月二十八日 参議院會議録第七号

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

の当初予算を作成するに当たり、国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第三条第二項の規定による一般会計からの繰入金金の額が当該各年度の前年度の当初予算における同項の規定による一般会計からの繰入金金の額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第四条及び第九条の規定による私立学校の経常的経費に充てられるための国の補助金並びに同法第十条の規定による私立学校に対する国の補助金(私立学校の経常的経費に充てられるための国の補助金に限る。)の総額が当該各年度の前年度の当初予算におけるこれらの規定による補助金の総額を上回らないようにするものとする。

(公立義務教育諸学校等の教職員の給与等に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十八条 第十八条の趣旨を踏まえるとともに第四十条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、附則第二十四条の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第十四号)附則第二項から第五項までに規定する学級編制及び教職員定数の標準に關し、これらの規定による経過措置の終了に伴い国及び地方公共団体が講ずるものとされる財政上の措置については、平成十二年度までの間に講ずるものとし、これにより、公立義務教育諸学校等の

教職員の給与等に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

第四節 防衛

(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 前項に規定する防衛関係費とは、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務並びに安全保障会議の事務に関するものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(防衛関係費の量的縮減目標)

第二十条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、防衛関係費(日米安全保障協議委員会の下に設置された沖縄県に所在するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域に關連する諸問題を検討するための特別行動委員会において取りまとめられ、同協議委員会において承認された沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域の整理、統合及び縮小並びに沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の運用の方法の調整方策に係る計画及び措置を実施するため必要となる経費(第三項において「特別行動委員会関係経費」という。)を除く。以下この条において同じ。)の額が当該各年度の前年

度の当初予算における防衛関係費の額を上回らないようにするものとする。

2 前項に規定する日米安全保障協議委員会とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに関し、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

第五節 政府開発援助

(政府開発援助に係る改革の基本方針)

第二十一条 政府は、政府開発援助について、その量的拡充が国際的に顕著なものとなつて一方、我が国の財政が危機的状況にあることを踏まえ、その量的拡充から質の向上への転換を図るものとする。

2 前項に規定する政府開発援助とは、次に掲げるものをいう。

- 一 開発途上にある海外の地域等(以下この号において「開発途上地域等」という。)における経済及び社会の開発又は人道支援に寄与し、もって国際協力の促進に資することを目的として、政府が直接又は間接に開発途上地域等に対して行う協力のうち次に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。)
- イ 技術協力
- ロ 無償の資金供与による協力

ハ 有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域等にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付けられているものに限る。)

二 イからハまでに掲げるもののほか、この号の目的を達成するため必要な協力

二 前号の目的を達成するための活動に携わる国際機関等に対して行う出資並びに資金の拠出及び貸付け(同号ハの条件が付けられているものに限る。)であつて、同号の目的達成に係るもの

三 前二号に掲げるものに係る調査、研究、企画、立案、実施等に直接又は間接に關連する事務

(政府開発援助費の量的縮減目標)

第二十二条 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が平成九年度の当初予算における政府開発援助費の額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が当該各年度の前年度の当初予算における政府開発援助費の額を下回るようにするものとする。

3 前二項に規定する政府開発援助費とは、前条第二項に掲げるものに關し一般会計予算に計上される経費をいう。

4 第八条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合における政府開発援助費の範囲について準用する。

第六節 農林水産

(農林水産関係予算に係る改革の基本方針)

第二十三條 政府は、農林水産業の担い手に對して農林水産業に関する施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図ることにより、農林水産関係予算(農林水産業の改良発達及び農林漁家の福祉の増進並びに国民食糧の安定的供給を図るための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)について、重点化及び効率化を図るものとする。

(主要食糧関係費の量的縮減目標)

第二十四條 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、主要食糧関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における主要食糧関係費の額を上回らないようにするものとする。

2 前項に規定する主要食糧関係費とは、主要食糧の計画的な流通を確保するための措置、政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置並びに主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置に關し一般會計予算に計上される経費をいう。

3 第八條第二項の規定は、第一項の場合における主要食糧関係費の範囲について準用する。

第七節 科学技術

(科学技術振興費に係る改革の基本方針等)

第二十五條 政府は、科学技術基本法(平成七年法律第三十号)第九條第一項に規定する科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発及び防衛に係る研究に關する経費等を極力抑制するとともに、同計画について、国及び地方

公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえた弾力的な取扱いを行うものとする。

2 政府は、科学技術振興費について、当該経費に係る研究開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により重点化及び効率化を進めるとともに、集中改革期間中に於いては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮するものとする。

3 前項に規定する科学技術振興費とは、国の試験研究機関、大学、民間等において行われる研究開発に關し、主として科学技術の振興を図るために必要なものとして一般會計予算に計上される経費をいう。

(科学技術振興費の量的縮減目標)

第二十六條 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額が平成九年度の当初予算における科学技術振興費の額におおむね百分の百五を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額の当該各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額に對する増加額をできる限り抑制するものとする。

3 第八條第二項の規定は、前二項の場合における科学技術振興費の範囲について準用する。

(研究開発機関等の統合又は廃止に關する計画の作成)

第二十七條 政府は、集中改革期間中に、国の試験研究機関、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(以下「特殊法人」という。)等であつて研究開発を目的とするもの及び

特殊法人等に屬する研究所等の統合又は廃止に關する計画を作成するものとする。

第八節 エネルギー対策

(エネルギー対策に係る改革の基本方針)

第二十八條 政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般會計から同特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定への繰入金額を縮減するとともに、電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源多様化対策の一層の効率化を行うものとする。

(エネルギー対策費の量的縮減目標)

第二十九條 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、エネルギー対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額を上回らないようにするものとする。

2 前項に規定するエネルギー対策費とは、エネルギーの長期的かつ安定的な供給を確保する等のため、原子力及びエネルギー技術の研究開発の促進並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に關し一般會計予算に計上される経費をいう。

3 第八條第二項の規定は、第一項の場合におけるエネルギー対策費の範囲について準用する。

第九節 中小企業対策

(中小企業対策費に係る改革の基本方針)

第三十條 政府は、中小企業対策費について、中小企業等の活力及び地方公共団体の役割を尊重する観点から、すべての歳出を見直すものと

する。

2 前項に規定する中小企業対策費とは、中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る施策に關し一般會計予算に計上される経費をいう。

(中小企業対策費の量的縮減目標)

第三十一條 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、中小企業対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算における中小企業対策費の額を上回らないようにするものとする。

2 第八條第二項の規定は、前項の場合における中小企業対策費の範囲について準用する。

第十節 人件費

(人件費の抑制)

第三十二條 政府は、集中改革期間中において、適切な措置を講ずることにより、人件費(国家公務員以外の者に係る人件費に對する国の補助及び負担に要する費用を含む。)の総額を極力抑制するものとする。

第十一節 その他の事項に係る経費

(その他の事項に係る経費の抑制)

第三十三條 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、当該各年度の一般歳出のうち第七條、第十四條、第十七條各項、第二十條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十九條、第三十條及び前條に規定する経費以外の経費(以下この条において「その他の事項に係る経費」という。)の総額が、当該各年度の前年度の当初予算におけるその他の事項に係る経費の総額を極力上回らないよう、抑制するものとする。

第十二節 補助金等の見直し

(補助金等の見直し)

第三十四条 国は、経済社会情勢の変化、行政の各分野における国及び地方公共団体と民間との役割分担の在り方並びに行政の各分野における国と地方公共団体との役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野において、国の補助金、負担金、交付金(国以外の者が実施する特定の事業等に要する費用の配付を目的として国が交付する給付金をいう。)、補給金(国以外の者が事業等を実施するための経費について不足を生ずる場合にその不足を補うために国が交付する給付金をいう。)、委託費(国の事業等を国以外の者に委託する場合に国が交付する給付金をいう。)、その他相当の反対給付を受けないで国が交付する給付金であつて政令で定めるもの(以下「補助金等」という。))に関する見直しを行うものとする。

(地方公共団体に対して交付される補助金等の削減等)

第三十五条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等(次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。次項において同じ。))については、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの

二 災害救助又は災害復旧に係るもの

三 法律に基づく財産の使用又は処分の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの

四 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととして定めるものその他政令で定めるもの

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、その他補助金等(一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。以下この条において同じ。))の額の各省各庁(財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。))の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算におけるその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合におけるその他補助金等の範囲について準用する。

(特殊法人等に対して交付される補助金等の削減等)

第三十六条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて特殊法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「特殊法人等」という。))に対して交付されるものについては、交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

(地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付される補助金等の削減等)

第三十七条 政府は、一般会計予算に計上される

補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの

二 法律に基づく財産の使用又は処分の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの

三 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととして定めるものその他政令で定めるもの

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、前項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算における同項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の補助金等の範囲について準用する。

(補助金等の交付の決定に関し各省各庁の長が講ずべき措置)

第三十八条 各省各庁の長(財政法第二十条第二

項に規定する各省各庁の長をいう。))は、補助金等の交付の決定に関し次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額等の下限を定めること。

二 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等の交付の決定の概要等を公表することとし、公表に係る具体的方法等について定めるとともに、補助金等における予算の執行に係る手続の簡素化又は合理化に努めること。

第三章 地方財政の健全化

(財政構造改革の推進に関する地方公共団体の責務)

第三十九条 地方公共団体は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国の財政構造改革の推進に関する施策に呼応し、及び並行して、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図るものとする。

(地方公共団体に対する行財政上の措置)

第四十条 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行政上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(地方一般歳出の額の抑制等のための措置)

第四十一条 政府は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方一般歳出の額(地方財政計画に記載された地方団体の歳出総額の見込額から当該見込額のうち地方債の利子及び元金償還金の額その他政令

で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。次項において同じ。が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額が、平成九年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額を下回るよう、必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、財政構造改革の実施状況等を勘案し、国及び地方公共団体の財政の在り方について検討を加え、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずるものとする。

(財政法の一部改正)

第三条 財政法の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一号を加える。

七 その他政令で定める事項
(国民年金法の一部改正)

第四条 国民年金法の一部を次のように改正する。

附則第九条の三の二の次に次の一条を加える。

例 (国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特
第九条の三の三 平成十年度から平成十五年度

までの各年度における第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。以下同じ。)」とあるのは、「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。)」とする。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第五条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 平成十年度から平成十五年度までの各年度における第四条第一項及び第六条の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱に要する経費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「国民年金事業の福祉施設に要する経費又は」とあるのは「国民年金事業の業務取扱に要する経費若しくは同事業の福祉施設に要する経費又は」とする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第六条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条ノ六の次に次の一条を加える。

第十八条ノ六ノ二 平成十年度ヨリ平成十五年度迄ノ各年度ニ於ケル第五条及第六条ノ規定ノ適用ニ付テハ第五條中「同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」下アルハ「同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」下第六條中「厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」下アルハ「厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」下

扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」下ス

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

(組合の事務に要する費用の負担の特例)

第二十条の三 平成十年度から平成十五年度までの各年度における第九十九条第二項第五号に掲げる費用については、国は、予算の範囲内で、これを負担し、同号及び同条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第九十九条第一項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む」と、

「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。))を含む」と、

「納付に要する費用(附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。))を含む」と、

「納付に要する費用(附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。))を含む」と、

「納付に要する費用(附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。))を含む」と、

「納付に要する費用(附則第二十条の三第一項の規定による国の負担に係るものを除く。))を含む」と、

と、第二百二十四条の二第二項中「場合を含む」とあるのは「場合を含む。及び附則第二十条の三第一項と、第二百二十五条第一項中「組合の負担金並びに国の負担金」とあるのは、並びに組合の負担金」と、前条中「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、

「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、

「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、

「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、

「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、

「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、

「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、

第百四十四条の三十一（見出しを含む）の項中「及び第百四十四条の三十一（見出しを含む）」とあるのは、「第百四十四条の三十一（見出しを含む）及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十四条の三第二項の表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項の中欄中「の負担金」とあるのは、地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」と、同項の下欄中「及び団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）」と、第百四十四条の十中「第百十三条第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第百十三条第四項」と、前条中「除く。」を含む」とあるのは「及び基礎年金拠出金」とあるのは「並びに基礎年金拠出金」と、「除く。」を含む」と、「費用を含む」とする」とあるのは「費用（当該負担に係る組合の事務に要する費用を含む。）を含む」とする」とする。

3 前項に規定するものほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（港灣整備緊急措置法の一部改正）

第九条 港灣整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「港灣整備七箇年計画」に改め、同条第一項中「五箇年間」を「七箇年間に」、「港灣整備五箇年計画」を「港灣整備七箇年

[illegible]

平成九年十二月二十八日 参議院会議録第七号

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

画(以下この条において「旧計画」という。)を新計画とみなして、新下水道整備法第四条の規定

年計画」を「都市公園等整備七箇年計画」に、「行なう」を「行う」に改める。

平成九年十一月二十八日 参議院会議録第七号

財政構造改革の推進に関する特別措置法案

二二

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 前条の規定による改正後の都市公園等整備緊急措置法(以下この項において「新都市公園整備法」という。)第三条第一項の都市公園等整備七箇年計画(以下この条において「新計画」という。)が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の都市公園等整備緊急措置法第三条第一項の都市公園等整備五箇年計画(以下この条において「旧計画」という。)を新計画とみなして、新都市公園整備法第四条及び第五条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている五箇年間に於ける事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において七箇年間に於ける事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

2 旧計画に係る都市公園等整備事業で既に行つたものについては、新計画に係る都市公園等整備事業で既に行つたものとみなす。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第十八条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「平成十二年度」を「平成十四年度」に改め、同条第三項中「下水道整備五箇年計画」を「下水道整備七箇年計画」に改める。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の廃棄物処理施設整備緊急措置法(以下この項において「新廃棄物処理施設整備法」という。)第三条第一項の廃棄物処理施設整備事業の計画(以下この条において「新計画」という。)が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の廃棄物処理施設整備緊急措置法第三条第一項の廃棄物処理施設整備事業の計画(以下この条において「旧計画」という。)を新計画とみなして、新廃棄物処理施設整備法第四条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている平成十四年度までの間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において平成十四年度までの間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

2 旧計画に係る廃棄物処理施設整備事業で既に行つたものについては、新計画に係る廃棄物処理施設整備事業で既に行つたものとみなす。

(森林法の一部改正)

第二十条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

15 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第 号。次項において「財政構造改革特別措置法」という。)の施行の日をその計画期間に含む森林整備事業計画について、同項中「五年間」とあるのは、「七年間」とする。

16 財政構造改革特別措置法の施行の日をその計画期間に含む全国森林計画に引き続く次の全国森林計画(附則第十八項において「新全国森林計画」という。)についての第四条第一項

の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第 号)の施行の日をその計画期間に含む全国森林計画をたてた年から七年後」とする。

17 附則第十五項に規定する森林整備事業計画に引き続く次の森林整備事業計画についての第四条第四項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の日をその計画期間に含む森林整備事業計画をたてた年から七年後」とする。

18 附則第十六項の規定による新全国森林計画の作成に伴う地域森林計画、国有林の森林計画及び市町村森林整備計画の計画期間の調整に必要事項は、政令で定める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第二十一条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画)」に改め、同条第一項中「五箇年間」を「七箇年間」に、「治山事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画」に改め、同条第二項中「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に、「次の各号」を「次に」に改め、同項各号中「五箇年間」を行なうを「七箇年間に」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に改める。

七箇年計画」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に、「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画」に改める。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第二十二條 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「治山事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画」に改め、同項第一号中「以下次号」を「次号」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第二十三條 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「治水事業五箇年計画」を「治水事業七箇年計画」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までの規定中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

審査報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年十一月二十一日

農林水産委員長 松谷喜一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成六年第百二十九回国会において承認を受けた漁港整備計画について、平成九年六月三日に閣議決定された「財政構造改革の推進について」を踏まえ、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、その一部を変更し、計画期間を二年延長するため、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものであつて、その変更はおおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本計画の施行のため、別に費用を要しない。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年十一月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成九年十一月二十八日 参議院会議録第七号

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

内閣は、平成六年第百二十九回国会において承認を受けた漁港整備計画の一部を別紙のとおり変更したので、漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

漁港整備計画の一部変更

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、平成六年第百二十九回国会において承認を受けた漁港整備計画の二の1中「平成六年度以降六年間」を「平成六年度以降八年間」に変更する。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年十一月二十六日

選挙制度に関する特別委員長 円 より子

参議院議長 斎藤 十朗殿

第二十七条第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十一条第二項及び第三十二条第二項中「三十日以内」を「二十三日以内」に、「三十一日以後三十五日以内」を「二十四日以後三十日以内」に改める。

第二百七十条の二を第二百七十条の三とし、第

二百七十条の次に一条を加える改正規定のうち第二百七十条の二第一項中「午後七時」を「午後八時」に改める。

附則第一条ただし書中「限る。」の下に、「第三十一条第二項、第三十二条第二項を加える。

附則第二条第一項中「第二十七条第二項」の下に「第三十一条第二項、第三十二条第二項」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の各選挙における投票率の低下傾向にかんがみ、選挙人がより投票しやすい環境を整えるため定時登録の回数増加、投票時間の延長、不在者投票制度の改善等の措置を講ずるとともに、選挙に関する事務の簡素合理化等を図るため、選挙人名簿に関する事務の改善、候補者届出の添付書類の省略等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員の通常選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から二十三日以内にかかる場合においては、その総選挙及び通常選挙は、国会閉会の日から二十四日以後三十日以内に行ふこと並びに不在者投票をすることができ

る時間を、原則として午前八時三十分から午後七時(現行午後五時)までとすることあるのを、更に一時間延長して、原則として午後八時までとすることについて修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行により、第十八回参議院議員通常選挙に必要な経費の増加分は、約十五億円と見込まれる。

附帯決議

最近の各種選挙における投票率低下の状況を踏まえ、本法施行に当たり、政府は左記の事項について善処すべきである。

一、選挙に対する国民の関心を高め、投票率の向上を図る方策について、今後引き続き検討すること。

二、投票率の向上のための改正の実効性をあげるため、選挙の執行に当たっては、今回の改正内容について国民に周知徹底を図ること。

三、選挙事務の管理執行に当たっては、投票の公正確保に努めるとともに、開票の迅速化に留意すること。

四、改正に伴う国政選挙執行経費の支出増については、地方公共団体の負担とならないよう、実情に即し十分な措置を講ずること。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成九年十月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求める法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「選挙人名簿の様式等」を「選挙人名簿の記載事項等」に、「開票所の取締り」を「開票所の取締り」に、「選挙会場及び選挙分会場の取締り」を「選挙会場及び選挙分会場の取締り」に、「当選証書の付与及び告示」を「当選証書の付与」に、「第二百一条の五」第二百一条の十五を「第二百一条の五」第二百一条の十四に改め、「第二百一条の十五」(新聞による政策広告)を削り、「第二百五十六條」第二百七十三條を「第二百五十六條」第二百七十四條に、「第二百七十四條の二」(選挙に関する届出等の期限)を「第二百七十四條の三」(不在者の届出等の期限)を「第二百七十四條の二」(選挙に関する届出等の期限)に、「第二百七十三條」(選挙事務の委嘱)を「第二百七十四條」(選挙人に係る記録の保護)に改める。

第十九条第一項中「据えおく」を「据え置く」に改め、同条第二項中「九月及び」を「三月、六月、九月及び十二月(第二十二條登録第一項及び第二十三條(縦覧)第一項において「登録月」という)並びに」、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、「抄本」の下に「(前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九條通報及び閲覧等)第二項において同じ。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

第二十條の見出しを「(選挙人名簿の記載事項等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「を記載しなければならぬ」を「記載前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録をしなければならぬ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十二條第一項中「毎年九月一日」を「登録月の一日」に、「同月二日」を「当該登録月の二日」に、「九月一日から同月七日まで」を「登録月の一日から七日まで」に改める。

第二十三條第一項中「九月三日から同月七日まで」を「登録月の三日から七日まで」に、「前条の」を「同条の」に改める。

第二十七條第二項中「記載内容」の下に「(第十九條(永久選挙人名簿)第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録内容)を、(その記載)の下に(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)を加える。

第三十七條に次の一項を加える。

7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九條(不在者投票)の規定による投票に関する事務のうち政令で定められるものを行わせることができる。

第三十八條第一項中「三人」を「二人」に改め、同条第二項中「三人」を「二人」に、「立ち会わせなければならぬ」を「立ち会わせなければならない」に改め、同条第四項中「三人」を「二人」に改める。

第四十條第一項中「午後六時を、午後八時に、(但し)を「ただし」に、「きたさない」を「来さない」に、「予め」を「あらかじめ」に、「又は投票所を閉じる時刻をそれぞれ二時間以内の範囲内において、繰り上げ又は繰り下げ」を「二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げる」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第四十四條第一項中「抄本」の下に「(当該選挙人名簿が第十九條(永久選挙人名簿)第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部又は一部を記載した書類。次項、第五十五條(投票箱等の送致)及び第五十六條(繰上投票)において同じ。)を加える。

第四十九條第一項中「選挙人」の下に「選挙の当日を加え、いづれかにより選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができないを、いづれかに該当すると見込まれる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 職務若しくは業務又は自治省令で定める職務に従事すること。

第四十九條第二項中「選挙人がやむを得ない用務」を「用務(前号の自治省令で定めるものを除く)」に、「投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中であるべきを」投票区の区域外に旅行又は滞在中であるべきに改め、同項第三号中「選挙人が」を削り、「若しくは困難であるべきを」困難であるに、「収容中であるべきを」収容されているに改め、同項第四号中「居住中若しくは滞在中又はその地域において職務若しくは業務に従事であるべきを」居住していること又は当該地域に滞在をするに改め、同項第五号中「選挙人が」を削り、「投票区の区域の属する都道府県の議会の議員の選挙区」を「投票区のある市町村」に、「居住中であるべきを」居住しているに改める。

第五十八條中「及び」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。

第五十八條中「及び」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。

第五十八條中「及び」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることに付いてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

第七十四条の見出しを「(開票所の取締り)」に改め、同条中「第五十八条(投票所に出入し得る者)」を「第五十八条(投票所に出入し得る者)本文」に、「取締りについて」を「取締りに付いて」に改める。

第七十六条中「選挙立会人に」を「選挙立会人について」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同条第一項中「当該選挙の開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条(開票事務と選挙会事務との合同)第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行つ旨の告示がされた場合にあつては、その開票区における選挙人名簿に登録された者。第八項において同じ。」「と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会」と、「開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替へるものとする。

第七十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかを告示しなければならない。

平成九年十一月二十八日 参議院會議録第七号

は「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙会又は選挙分会。第八項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第八項中「又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは、「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは、「当該選挙長」と、「その開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替へるものとする。

第七十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかを告示しなければならない。

公職選挙法の一部を改正する法律案

に出入し得る者」を「第五十八条(投票所に出入し得る者)本文」に、「取締りについて」を「取締りに付いて」に改める。

第八十六條第四項中「第七十五条(投票記載所の氏名等の掲示)第三項」を「第七十五条(投票記載所の氏名等の掲示)第六項」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、直近において行われた衆議院議員の総選挙の期日後に第八十六條の六(政党その他の政治団体の名称の届出等)第一項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第九項の規定による届出をしていないもの(同条第四項の規定により添えた文書の内容に異動があつたものにあつては、選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに同条第七項の規定による届出をしたものに限る。次条第二項において「衆議院名称届出政党」という。)が、第一項の規定による届出をする場合においては、第一号に掲げる文書及び第二号に掲げる文書のうち政令で定めるものの添付を省略することができる。

第八十六條の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、衆議院名称届出政党が、同項の規定による届出をする場合においては、第二号に掲げる文書及び第三号に掲げる文書のうち政令で定めるものの添付を省略することができる。

者が署名押印した」を「記載した」に改める。

第八十六條の三第二項中「同条第二項」を「同条第二項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「衆議院名簿」とあるのは「同項の参議院名簿(以下この条において「参議院名簿」という。))と、「衆議院名称届出政党」とあるのは「任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六條の七(政党その他の政治団体の名称の届出等)第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第五項の規定による届出をしていないもの(同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る。))と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「衆議院名簿登載者」とあるのは「次条第一項の参議院名簿登載者(以下この条において「参議院名簿登載者」という。))と、同項第三号中「前項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、同項第四号に、「第八十七條(重複立候補等の禁止)第六項において準用する同条第五項」と、「第八十七條第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七條第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、同項第六号中、「第八十六條の六(政党その他の政治団

公職選挙法の一部を改正する法律案

体の名称の届出等」第六項」とあるのは、「第八十六条の七」(政党その他の政治団体の名称の届出等)「第四項」を「衆議院名簿」とあるのは、「参議院名簿」と、「第八十六条の六」(政党その他の政治団体の名称の届出等)「第六項」とあるのは、「第八十六条の七」第四項」に、「選挙区」とに、「を」選挙区」とに「に」、「数は、」を「数は」に改め、「同条第七項中」の下に「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「衆

議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「を

加え、「同条第八項から第十項までの規定中」衆議

院名簿届出政党等」とあるのは、参議院名簿届出政党等を「同条第八項中「衆議院名簿登載者」とある

のは「参議院名簿登載者」と、「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、同

「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載

者」と、「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、同条第十項中「衆議院名簿

と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」に改

め、「同条第十一項中」の下に「第一項」とあるのは「次条第一項」と、を、「第八十七条第六項にお

いて準用する同条第五項」との下に、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載

者」とあるのは「参議院名簿登載者」とを、「違反してされたものであること」との「下に」、同条第

十三項中「第一項、第九項」とあるのは、「次条第一

項若しくはこの条第九項と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、同条第十四項中「第一項第一号」とあるのは「次条第一項第一号」と、「必要な事項」とあるのは「必要な事項並びに参議院（比例代表選出）議員の再選挙及び補欠選挙における第二項ただし書の規定の適用について必要な事項」とを加える。

第一百五条の見出しを「（当選証書の付与）」に改め、同条第三項を削る。

第百八条第二項中「及び告示」を削る。

第百六十八條第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項及び第二項」を「前三項」に改め、同

項を同条第三項とする。

第百六十九条第一項中、(掲載文の字数が同条第

三項の制限を超えるときは、その制限内の掲載文」を削る。

第百七十二條の二中「及び」を「又は」に、「因る」を「よる」に、「第百六十七條から第百七十一條ま

で「選挙公報の発行手続」を「第百六十七条（選挙公報の発行）」から第百七十一条（選挙公報の発行を

中止する場合)までに、「条例の」を「条例で」に改め、ただし書を削る。

第百七十五条第一項中「順位の揭示」を「順位の揭示を」に改め、「候補者届出政党の名称」の下に

以下この条において同じ。」を加え、同条第四項中「前三項を」前各項に、「の外を」のほか」に

改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項

を同条第七項とし、同条第三項中「前項を」第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、「開票区」とにの下に、「当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条（公職の候補者の立候補の届出等）第一項から第三項まで、第八十六条の二（名簿による立候補の届出等）第一項、第八十六条の三（名簿による立候補の届出等）第一項又は第八十六条の四（公職の候補者の立候補の届出等）第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行う」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議

院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該を行つた後、第八十六条第八項又は

第八十六條の四第五項、第八項若しくは第八項の規定による届出があつた場合（これらの規定

による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定

の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序によ

る。

第一百七十五条第二項を同条第三項とし、同項の

次に次の二項を加える。

4 次項前段に規定する場合を除くほか、第二項

の揭示の掲載の順序は、前項本文のくじで定める順序（衆議院比例代表選出議員又は参議院比

例代表選出議員の選挙以外の選挙において第十

八条(開票区)第二項の規定により市町村の区域を分けて数開票区を設けた場合にあつては、当該市町村の選挙管理委員会が選挙区ごとに指定する一の開票区において行つ前項本文のくじで定める順序)による。この場合において、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつたときは、これらの規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の揭示は、自治省令で定めるところによりするものとする。

5 第四十六條の二第二項に規定する方法により
投票を行う選挙について第二項の掲示を行う場

合には、その掲示の掲載の順序は、いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように当該選挙に

関する事務を管理する選挙管理委員会が当該選挙の告示があつた日において第八十六条の四第

一項又は第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。

この場合において、当該くじを行つた後、第四十六條の二第二項の規定により変更して適用す

ることとされた第八十六條の四第五項又は第八項の規定による届出があつたときは、これらの

規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の揭示は、自治省令で定めるところに

よりするものとする。

第百七十五条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、各選挙(当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。)につき、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選出にあつては衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

第百七十五条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

平成九年十一月二十八日 参議院会議録第七号

の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

(選挙人に関する記録の保護)

第百七十四条 市町村の委託を受けて行う選挙人名簿に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年六月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「開票所の取締」を「開票所の取締り」に、「選挙会場及び選挙分会場の取締」を「選挙会場及び選挙分会場の取締り」に、「当選証書の付与及び告示」を「当選証書の付与」に改める部分に限る。)、第五十八条、第七十四条及び第八十五条の改正規定、第百五条の見出しの改正規定及び同条第三項を削る改正規定並びに第百八条の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第十九条、第二十條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十七條第二項、第四十條、第五十八條、第七十四條、第八十五條、第九十五條、第百八條、第百七十条の二、第百七十条の三及び第百七十四條の規定を除く。)並びにこの法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)第二十五條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までに公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

新法第百五条及び第百八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、当該規定の施行の日の前日までに公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

初めて行われる新法第二十二條第一項の規定による登録に係る新法第二十三條第一項の規定による縦覧の場所を、同条第二項の規定の例により、施行日前に告示しなければならない。

第百七十五条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

第四十四條第二項	抄本(当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部又は一部を記載した書類。次項、第五十五條及び第五十六條において同じ。)	抄本
----------	---	----

第九十四条第二項の表第二百七十条の二の項中「第二百七十条の二」を「第二百七十条の三」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第六条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第十九条第三項」を「第十九条第四項」に、「第二百七十条の二」を「第二百七十条の三」(不在者投票の時間)、第二百七十条の三に改め、同条の表第十八条第二項の項の次に次のように加える。

第十九条第四項	抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九条(通報及び閲覧等)第二項において同じ。)	抄本
---------	---	----

第十一条の表第二十三条第一項の項中「九月三日から同月七日まで」を「登録月の三日から七日まで」に、「前条の二」を「同条の三」に改め、同表第三十四条第三項の項の次に次のように加える。

第四十四条第一項	抄本(当該選挙人名簿が第十九条(永久選挙人名簿)第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部又は一部を記載した書類。次項、第五十五条(投票箱等の送致)及び第五十六条(繰上投票)において同じ。)	抄本
----------	---	----

第十一条の表第四十九条第一項第四号の項中「第四十九条第一項第四号」を「第四十九条第一項第一号、第二号及び第四号」に改め、同表第二百七十条の二の項中「第二百七十条の二」を「第二百七十条の三」に改める。

審査報告書
内国税の適正な課税の確保を図るための国外

送金等に係る調査の提出等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成九年十一月二十七日

大蔵委員長 石川 弘
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調査の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、国外送金等調査の提出制度及び民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度の運用に当たっては、外為法改正による国境を越える資金移動の自由化の趣旨を踏まえ、適正・公平な課税の確保に努めること。また、本制度の実施状況を十分注視しつつ、必要に応じ制度の適切な見直しを行うこと。

一、本制度の運用に当たっては、金融関係者の事務負担や利用者の便宜にも十分配慮するとともに、費用対効果を考慮に入れつつ、制度が実効性のあるものとなるよう税務当局における執行体制の十分な整備等必要な措置を講じること。

一、クロスボーダー取引を利用した租税回避等に対処するため、諸外国の税務当局との広範かつ十分な意思疎通を図り、税制に関する協力関係を強化すること。

一、税の捕捉を図り課税の公平を実現する観点から、プライバシーの問題や経済取引への影響等にも十分配慮しつつ、今後、納税者番号制度の導入について更に掘り下げた検討を行うこと。

一、金融取引の自由化、国際化に対応して、いわゆるグローバル・スタンダードの観点をも踏まえつつ、金融・証券税制について適切な見直しを行うこと。
右決議する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年十一月十一日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、納税義務者の外国為替その

他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調査の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。
- 三 金融機関 銀行その他の政令で定める金融機関をいう。
- 四 国外送金 金融機関又は郵政官署が行う為替取引によってされる国内から国外へ向けた支払(輸入貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。)をいう。
- 五 国外からの送金等の受領 金融機関若しくは郵政官署が行う為替取引によってされる国外から国内へ向けた支払の受領(輸出貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。)又は金融機関が行う小切手、為替手形その他これらに準ずるもの(国外において支払がされるものに限る。)の買取りに係る対価の受領(輸出貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類の買取りに係るものを除く。)をいう。

六 郵便局等 郵便局及び貯金事務センターをいう。

七 本人口座 金融機関の営業所若しくは事務所(国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。)又は郵便局等に本人の名称で開設されている預金又は貯金の口座(これらの口座に類する口座として大蔵省令で定める口座を含む。)で、当該金融機関の営業所等の長又は郵便局等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所)を確認しているものをいう。

(国外送金等をする者の告知書の提出等)

第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる法人、銀行、証券業者その他の政令で定めるもの(次条第一項において「公共法人等」という。)を除く。)は、その国外送金又は国外からの送金等の受領(以下「国外送金等」という。)がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引若しくは買取り(前条第五号に規定する買取りをいう。以下この項において同じ。)に係る金融機関の営業所等(以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。)又はその国外送金等に係る為替取引等(以下この条において「国外送金等に係る為替取引等」という。)又はその国外送金等に係る為替取引等(以下この条において「国外送金等に係る為替取引等」という。)

事項

二 国外からの送金等の受領をする場合 その者の氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項

2 前項に規定する特定送金とは第一号に掲げる国外送金をいい、同項に規定する特定受領とは第二号に掲げる国外からの送金等の受領をいう。

一 その国外送金をする者の本人口座からの振替によりされる国外送金その他これに準ずる国外送金として政令で定めるもの

二 その国外からの送金等の受領をする者の本人口座においてされる国外からの送金等の受領その他これに準ずる国外からの送金等の受領として政令で定めるもの

3 第一項前段の場合において、同項の告知書が取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に提出されたものとみなす。

4 前項に定めるもののほか、第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外送金等調査書の提出)

第四条 金融機関又は郵政官署は、その顧客公共法人等を除く。以下この項において同じ。)が当該金融機関の営業所等又は郵便局等を通じてする国外送金等(その金額が政令で定める金額

以下のものを除く。)に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調査書(以下「国外送金等調査書」という。)を、その為替取引を行った日として大蔵省令で定める日の属する月の翌月末日までに、当該為替取引に係る金融機関の営業所等又は郵便局等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 国外送金の場合 その国外送金をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所、その国外送金をした金額、その国外送金に係る前条第一項の告知書に記載されている送金原因その他の大蔵省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領の場合 その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所(国外からの送金等の受領がその者の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等若しくは郵便局等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号)、その国外からの送金等の受領をした金額その他の大蔵省令で定める事項

金融機関又は郵政官署は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調査書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の大蔵省令で定める記録用の媒体(以下「この項において「磁気

テープ等」という。)の提出をもって前項の規定による調査書の提出に代えることができる。この場合において、当該磁気テープ等については、これを国外送金等調査書とみなして、この法律の規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、国外送金等調査書の提出の特例その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(当該職員の実査権)

第五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調査書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調査書を提出する義務がある者(当該国外送金等調査書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む)に質問し、又はその者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経過措置)

第六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、そ

の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第七条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の告知書を国外送金等の際に金融機関の営業所等若しくは郵便局等の長に提出せず、又は当該告知書に偽りの記載をして金融機関の営業所等若しくは郵便局等の長に提出したとき。

二 国外送金等調査書をその提出期限までに税務署長に提出せず、又は国外送金等調査書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出したとき。

三 第五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第五条第一項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示したとき。

第八条 国外送金等調査書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 法人(人格のない社団等)法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以

下この条において同じ。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第七条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(国外送金等調査書の提出に関する経過措置)
第二条 第四条の規定は、平成十年四月一日以後にされる国外送金等について適用する。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年十一月二十七日

大蔵委員長 石川 弘
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者又は外国法人が民間国外債等の利子の支払を受ける場合の非課税制度に關し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこと等所要の措置を講じようとするものであり、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国外送金等調書の提出制度及び民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度の運用に当たっては、外為法改正による国境を越える資金移動の自由化の趣旨を踏まえ、適正・公平な課税の確保に努めること。また、本制度の実施状況を十分注視しつつ、必要に応じ制度の適切な見直しを行うこと。

一 本制度の運用に当たっては、金融関係者の事務負担や利用者の便宜にも十分配慮するとともに、費用対効果を考慮に入れつつ、制度が実効性のあるものとなるよう税務当局における執行体制の十分な整備等必要な措置を講じること。

平成九年十一月二十八日 参議院会議録第七号

一 クロスボーダー取引を利用した租税回避等に対処するため、諸外国の税務当局との広範かつ十分な意思疎通を図り、税制に関する協力関係を強化すること。

一 税の捕捉を図り課税の公平を実現する観点から、プライバシーの問題や経済取引への影響等にも十分配慮しつつ、今後、納税者番号制度の導入について更に掘り下げた検討を行うこと。

一 金融取引の自由化、国際化に対応して、いわゆるグローバル・スタンダードの観点をも踏まえつつ、金融・証券税制について適切な見直しを行うこと。

右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年十一月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)

の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 内国法人は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された民間国外債(内国法人が国外において発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるものをいう。第十一項において同じ。)のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの(以下この条において「一般民間国外債」という。)につき支払を受けるべき利子(第三條の第三項又は第八項の規定の適用があるものを除く。)について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行した一般民間国外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子(第三條の第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受け

るべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第百條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第六條第一項(民間国外債等の利子の課税の特例)に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書(以下この条において「非課税適用申告書」という。)を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者(当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この項、第七項及び第十一項において「支払の取扱者」という。))を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者(を)を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七條の規定による納税地(同法第十八條第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただ

し、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものであるものの国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

5 所得税法第二百一十二条の規定は、前項ただし書に規定する利子については、適用しない。

6 第四項の場合において、非課税適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項に規定する利子の支払をする者においてその受理がされた時にその提出があつたものとみなす。

7 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債のうち特定民間国外債であつて支払の取扱者に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者(以下この項において「保管支払取扱者」という。)で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理(以下この項において「媒介等」という。)をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子(第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)の支払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他大蔵省令で定める事項(以下この項及び第十四項において「利子受領者情報」という。)をその利子の支払をする者に対し(その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し)通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した書類(当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限る。第九項及び第十四項において「利子受領者確認書」という。)を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

一 当該利子の支払を受けるべき者がすべて非居住者又は外国法人である場合 その旨
二 当該利子の支払を受けるべき者に居住者又は内国法人が含まれている場合 当該利子の支払を受けるべき者のうち非居住者又は外国法人がその支払を受けるべき金額
8 第四項本文及び前二項の規定は、金融機関又は証券業者で政令で定めるもの(内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。)が

平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子(第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。)の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第四項本文中「国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは「本店又は主たる事務所」と、前項各号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、「内国法人」とあるのは「内国法人(次項に規定する国内金融機関等を除く。)」と読み替へるものとする。

9 第七項に規定する特定民間国外債とは、次に掲げる要件を満たしている一般民間国外債をいう。

一 当該一般民間国外債の発行をする者が締結する引受契約等(債券の発行に係る引受け、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるもの(以下この号において「引受け等」という。)に関する契約をいう。)に、当該一般民間国外債の引受け等を行う者は、当該一般民間国外債を居住者及び内国法人(国内金融機関等を除く。)に対して当該引受契約等に基づく募集又は売出し、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるものにより取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあること。

二 当該一般民間国外債の券面及びその発行に

係る目録見書に、居住者又は内国法人が当該一般民間国外債の利子の支払を受ける場合(国内金融機関等については、前項において準用する第四項本文及び第六項の規定によりその者による非課税適用申告書の提出がある場合又は前項において準用する第七項の規定により当該一般民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合を除く。)には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額に係る利子について所得税が課される旨の記載があること。

イ 居住者又は内国法人が支払を受ける場合(ロに掲げる場合を除く。) その支払を受けるべき金額

ロ 第三条の三第六項に規定する公共法人等又は金融機関若しくは証券業者等が同項に規定する国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合(これらの者による同項に規定する申告書の提出がある場合に限る。) その支払を受けるべき金額から同項に規定する政令で定める金額を控除した金額

三 その他政令で定める要件
10 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された指定民間国外債につき支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利

子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

11 前項に規定する指定民間国外債とは、その国の法令又は慣行により利子の支払の取扱者がその支払を受ける者に関する情報の開示をすることができない国であつてその開示をすることができると認められるものうち政令で定める国(以下この項において「指定国」という。)において発行された民間国外債であつて、その利子の支払が当該指定国において行われることその他の政令で定める要件を満たしているものをいう。

12 所得税法第二百二十二条の規定は、第十項ただし書に規定する利子については、適用しない。

13 前各項の規定は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された外貨債(外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。)の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六条第一項(民間国外債等の利子の課税の特例)」とあるのは、「第六条第十三項(外貨債の利子の課税の特例)」において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

14 第三項に定めるもののほか、非課税適用申告書に記載された事項の確認のための手続その他の非課税適用申告書の提出に関する事項、利子受領者情報の通知並びにその通知に係る情報の保存及び管理に関する事項、利子受領者情報の通知があつた場合において当該利子受領者情報に変更がないときにおけるその通知の省略の特例、利子受領者確認書の提出に関する事項、一般民間国外債の利子につき第二項の規定により所得税を徴収された者が確定申告書の提出をする場合に添付すべき書類に関する事項その他第一項、第二項及び第四項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十三及び第六十八條第一項中「昭和六十年四月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」に改め、「発行された」の下に「第六條第一項に規定する」を加え、「(内国法人が国外において発行した第六條に規定する債券をいう。)」でその発行日から最終償還日までの期間が四年以上のもの」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(民間国外債の利子の非課税等に関する経過措置)

第二条 内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に発行した改正前の租税特別措置法以下「旧法」という。)第六條第一項に規定する債券につき支払う同項に規定する利子に係る所得税については、なお従前の例による。

2 非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金に係る所得税については、なお従前の例による。

3 外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八條第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける同項に規定する利子又は発行差金に係る法人税については、なお従前の例による。

(國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部改正)

第三条 國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、第五條第一項本文の規定にかかわらず、同項に規定する債券等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の施行地外の地域(以下「国外」という。)において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。)の利子に係る所得税の課税については、同法及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところによる。

(國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に発行された前條の規定による改正前の國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律第五條第一項に規定する債券等の利子に係る所得税については、なお従前の例による。

(外貨公債の發行に關する法律の一部改正)

第五條 外貨公債の發行に關する法律(昭和三十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第二條第一項本文(第四條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同項及び第四條に規定する外貨債(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の施行地外の地域(以下「国外」という。)において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。)の利子に係る所得税の課税については、同法及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところによる。

(外貨公債の發行に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 施行日前に発行された前條の規定による改正前の外貨公債の發行に關する法律第二條第

平成九年十一月二十八日 参議院會議録第七号

一項及び第四条に規定する外貨債の利子に係る所得税については、なお従前の例による。

審査報告書

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年十一月二十七日

法務委員長 風間 昶

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の社会経済情勢及び株式会社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、株式会社について、株主の権利行使に関する利益供与の罪及び利益供与を受ける罪等の法定刑の引上げ、株主の権利行使に関する利益供与の要求罪及び威迫を伴う利益供与の要求罪の新設等の所要の罰則の整備を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 いわゆる総会屋の存在が、我が国の株主総会運営の在り方にも由来し、その根絶には企業経営者の意識改革が不可欠であることにかんがみ、総会の適正な運営と、監査及び検査体制の充実を図るための法的、行政的措置の整備に努めること。

二 いわゆる総会屋の不法な行為を排除するため、企業経営者等に対する警護に配慮するとともに、いわゆる総会屋あるいは暴力団による脅迫、殺傷等については、取締りを徹底し、事件の早期解決に努めること。

三 新設される利益供与要求罪の運用に当たっては、正当な株主権の行使や市民活動、労働・住民運動を不当に阻害しないようにすること。

四 企業経営の健全化を図り、内部チェック機能を充実させるため、業務及び会計に関する情報の開示が十分行われるよう指導に努めること。

五 経済事犯における公訴時効及び罰金刑の在り方について、個別の罪質を加味した措置の可能性を含め検討すること。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十二条により送付する。

平成九年十一月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条第一項中「七年」を「十年」に、「三百万円」を「千万円」に改める。

第四百八十七条、第四百八十九条、第四百九十条第一項、第四百九十一条及び第四百九十二条ノ二中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第四百九十三条第一項中「三年」を「五年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「亦前項ニ同ジ」を「ハ三年以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金ニ処ス」に改める。

第四百九十四条第一項中「一年」を「五年」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第四百九十六条中「五十万円」を「百万円」に改

める。

第四百九十七条第一項中「六月」を「三年」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条に次の三項を加える。

株主ノ権利ノ行使ニ関シ会社ノ計算ニ於テ第一項ノ利益ヲ自己又ハ第三者ニ供与スルコトヲ同項ニ掲グル者ニ要求シタル者亦同項ニ同ジ
前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ実行ニ付第一項ニ掲グル者ニ対シ威迫ノ行為アリタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス
前三項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第二項中「三年」を「五年」に、「百万円」を「五百万円」に改める。

第二十九条中「百万円」を「三百万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

郵便貯金の周知宣伝施設に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年十一月四日

山下 栄一

参議院議長 斎藤 十朗殿

書
郵便貯金の周知宣伝施設に関する質問主意書

郵政大臣は、「郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けることができる。」「郵便貯金法第四條第一項」とされており、現在、通称「メルパルク」と言われる郵便貯金会館等十六施設が運営されている。郵政大臣の認可法人である「郵便貯金振興会」は、そうした施設の運営を国から委託されている。しかし、その運営の在り方及び国による新たな施設の建設について疑念を生じさせる事例が見受けられるので、現下の最大課題である行政改革の問題とも関連させて、郵便貯金の周知宣伝施設の在り方について、以下質問する。

一、「郵便貯金振興会」は、郵便貯金法に基づく郵政大臣の認可法人である。この「郵便貯金振興会」は、「郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設」と位置付けられている全国十五箇所の郵便貯金会館（以下、「会館」という。）を運営している。

「郵便貯金振興会」の平成八年度の収入支出決算書によると、会館業務収入は三百二十七億円、会館業務費は三百一十二億円であり、おおむね収支相償しているが、会館別にみると、赤字が発生しているものがある。例えば、総務庁の「郵政事業に関する行政監察結果報告書」（平成九年四月）によると、調査した七会館のうち四会館は赤字（平成六年度）となっている。

政府は、「郵便貯金振興会」を通じて、それだけの会館の収支状況をどのように把握しているか。

二、会館の用地代及び建築費は、郵政事業特別会計を通じて郵便貯金特別会計から支出されており、その減価償却費も郵便貯金特別会計から支出されている。また、施設の利用料金は、その所在する地域における同種の公共施設及び民間における同業種と同程度の水準に定められている。このように、会館の運営は利益が生じやすい構造となっているにもかかわらず、一部の会館で赤字が発生しているが、その理由は何か。

三、会館の運営は、基本的に収益の上がる構造となっておりにもかかわらず、一部の会館で赤字が生じているのは、経営感覚に「親方日の丸」的な発想があり、経営改善努力が足りないからではないか。例えば、「郵便貯金振興会」の役員や会館の支配人には、多くの郵政省OBが就任していることも、そうした指摘がなされるゆえんである。

「郵便貯金振興会」の役員及び会館の支配人に

郵政省OBが就任していることは、会館の効率的な経営に支障を来しているのではないか、政府の見解を示されたい。

四、郵政大臣は、郵便貯金法第九十四条において、「郵便貯金振興会」に対する指導監督権を有している。郵政大臣は、「郵便貯金振興会」に対し、会館の収支改善に向けてどのような指導監督を行っているのか。

五、本年四月より栃木県の日光市霧降高原において、新たな総合保養施設（通称「メルパルク日光霧降」）が開設された。この施設は、宿泊室約三百室を持ち、会議室、スポーツ施設等を備えている。その設立根拠は、郵便貯金法第四條第一項の「郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設」である。

平成七年九月十三日の参議院決算委員会において、私は、「メルパルク日光霧降」と既存の会館との違いを質したところ、当時の貯金局長は、この施設は、「健康増進機能を中心とした施設」であり、「都市を中心に宿泊機能を備えた会館とは異なる」との見解を示している。

しかし、この施設は、「郵便貯金振興会」によって運営され、宿泊室・会議室・スポーツ施設等を有し、通称も「メルパルク」と呼ばれており、事実上現在の会館と異なるところはない。再度、その違いを説明されたい。

六、「郵便貯金振興会」については、臨時行政調査会の最終答申（昭和五十八年三月）において、

「施設関係法人については、民間と競合する会館、宿泊施設等の新設を原則的に中止する」との方針の下に、「郵便貯金会館については、原則として会館の新設を行わない」とされている。また、これを受けて、前記答申を最大限に尊重するとの閣議決定（昭和五十八年五月二十四日）がなされている。

「メルパルク日光霧降」は、その設立趣旨、主な施設内容等が現在の会館と同一であり、これは、明らかに臨調答申及び閣議決定に反していると思うが、政府の見解を示されたい。

七、郵政省は、三重県において、「メルパルク日光霧降」と同様の保養施設の建設を計画している。また、全国十箇所に地域文化活動支援施設の建設を予定している。これらの施設の設立趣旨は、「郵便貯金の普及のため」とされているが、郵便貯金の残高は平成八年度末で二百一十五兆円となり、民間金融機関からは民衆圧迫との指摘を受けている。こうした状況の下で、「郵便貯金の普及」を目的にした新たな周知宣伝施設を建設する必要があるのか。

八、郵便貯金の周知宣伝施設としての地域文化活動支援施設の建設のため、土地購入費、建築費として、郵政事業特別会計を通じて郵便貯金特別会計から、平成六年度は五百一億円、七年度は三百五十九億円支出されている。その上、郵便貯金の周知宣伝のための広報予算として郵便貯金特別会計に毎年度おおむね三十六億円の宣

伝広告費が計上されている。

郵便貯金事業は、国営事業として全国に約二万五千局設置されている郵便局を通じて実施されている。全国津々浦々に設置されている郵便局自体が郵便貯金の周知宣伝の役割を果たしているのであり、それに加えて、新聞・テレビ等のマスメディアを利用して広報活動を行う必要性はどこにあるのか、政府の見解を示されたい。

九、現在、全国に約二万五千局の郵便局が設置され、郵便貯金残高は二百二十五兆円に達する。これは、都市銀行十一行の預金残高二百五十兆円に匹敵する。郵便貯金は国営事業として、都市銀行全体に匹敵する規模を持ちながら、その普及のための周知宣伝施設として、会館十五箇所、総合保養施設一箇所を有し、更に、総合保養施設一箇所、地域文化活動支援施設十箇所の建設が予定されている。こうした状況は、民業の補完に徹すべき国営事業の範囲を逸脱していると考え、政府の見解を示されたい。

十、本年九月三日、政府の「行政改革会議」は中間報告を公表し、「民間に委ねるべきは委ねる」との大前提の下に、「官民分担の徹底による現業の大幅縮小等により、行政を簡素化・効率化すること」を目指して、郵便貯金事業については、「早期に民営化するための条件整備を行う」ことを打ち出した。また、橋本総理は、九月二十九日の参議院本会議における所信表明演説の

中で、「簡素で効率的な行政をつくり上げるためには、国の果たすべき役割を根本から見直し、官から民へ国の業務と権限を移し、国の組織、人員、予算の規模をできる限り絞り込まなければなりません」と述べた上で、中央省庁に關しては、「現業の縮小を図る」ことを言明した。

郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計を通じた支出により建設され、郵政省OBが役員を占める認可法人「郵便貯金振興会」によって管理・運営される新たな周知宣伝施設の設置は、「民間に委ねるべきは委ねる」とした「行政改革会議」の理念、「簡素で効率的な行政をつくり上げる」という橋本総理の所信表明に明確に反するのではないかと、政府の見解を示されたい。右質問する。

平成九年十一月二十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員山下米一君提出郵便貯金の周知宣伝施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下米一君提出郵便貯金の周知宣伝施設に関する質問に対する答弁書
一及び二について

郵便貯金振興会(以下「振興会」という。)の会

計は、郵便貯金振興会に関する省令昭和五十二年郵政省令第十号)第十条に基づき、郵便貯金の周知宣伝施設の運営業務全体で経理しているところであり、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号。以下「法」という。)第四条に基づき設置されている郵便貯金会館(以下「会館」という。)(ごとに収支状況を把握するものとされていない。

なお、振興会内部で運営上の参考として個別会館の収支を計算している。それによると平成八年度においては、十五会館中六会館が赤字となっているが、この点については修繕に伴う工事休館等による利用者の減少の影響があったものと聞いている。

三について

振興会の役員や会館の支配人は、本人の能力・適性などを勘案して選任されており、経営責任者又は管理者として会館の効率的な経営に努めていると承知している。

四について

郵政大臣としては、法第九十四条に基づき、日頃から健全経営に努めるよう振興会を指導している。

五及び六について

会館は、昭和五十六年に岡山市に設置したのを最後に、「行政改革に関する第5次答申」最終答申(昭和五十八年三月十四日臨時行政調査会)及び「臨時行政調査会の最終答申後におけ

る行政改革の具体化方策について(昭和五十八年五月二十四日閣議決定)の趣旨に沿って、新設していない。

法第四条に基づき設置された「日光露降郵便貯金総合保養施設」は、スポーツ施設、健康増進施設を中心としたものであり、都市生活の利便を図るために設置している会議施設、集会施設を中心とした会館とは機能上異なる新しいタイプの施設である。なお、宿泊室数は九十七室となっている。

七及び九について

郵便貯金は、簡易で確実な貯蓄手段を、あまねく公平に提供する役割を担っており、郵便貯金総合保養施設(一箇所)や、地域の文化活動を支援するための施設(十箇所)は、郵便貯金に關して広く国民に理解をしていただくために、法第四条に基づき設置するものである。

郵便貯金は、法第一条において、国民にあまねく公平に利用させることとしていることから、広く国民に対し周知宣伝を行っているものである。

十について

郵便貯金の周知宣伝施設の設置については、行政改革の理念に沿って適切な対応となるようにしてまいりたい。

キャンプ・シュワブ沖水域における海上ヘリポート建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年十一月六日

照屋 寛徳

参議院議長 斎藤 十朗殿

キャンプ・シュワブ沖水域における海上ヘリポート建設に関する質問主意書

日本政府は平成八年十二月二日に開催された日米安全保障協議委員会(SCC)において、同年四月十五日の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)中間報告及び同年九月十九日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。

そのうえで、日米両政府は普天間飛行場の代替施設としての海上ヘリポートを沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、ありうべき海上施設の工法として、(1)杭式橋樑方式(浮体工法)(2)箱(ポンツーン)方式(3)半潜水(セミサブ)方式を合意した。

右日米両政府の合意を受けて、キャンプ・シュワブ沖水域において事前調査を実施していた政府は、平成九年十一月五日、海上ヘリポート基本案を名護市や沖縄県等に提示した。

提示された海上ヘリポート基本案によると、規模は全長約千五百メートル、幅約六百メートル、建設場所がリーフ内の場合には杭式橋樑方式、リー

フ外の場合はポンツーン方式となっている。以上のような経緯に照らし、次の点について質問する。

一、キャンプ・シュワブ沖においてアメリカ合衆国が使用を許されている水域の区域、用途、制限内容を図面を添付して特定のうち明らかにされたい。

二、右水域における漁業権の種類、漁業権者及びその構成員を示されたい。

三、政府の海上ヘリポート基本案は、住民居住地の一・五キロメートル以上沖合に、全長約千五百メートル、幅約六百メートルの海上ヘリポートを建設しようとするものであるが、かかる巨大な海上ヘリポート建設によって、当該水域(浮体施設によって占有される水域)の漁業権は消滅すると考えられる。この点について政府の見解を示されたい。

また、政府が漁業権は消滅しないとの考え方に立つならば、その法的根拠を明らかにされたい。

四、海上ヘリポート(浮体施設)の下の水域における船舶の停泊、係留、潜水など継続的漁業行為は許されるか、政府の見解を示されたい。

五、海上ヘリポート建設の為に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許されている

施設及び区域について、特に水域の新規提供に關する日本政府の新たな合意が必要であると考えるが、どうか。右質問する。

平成九年十一月二十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出キャンプ・シュワブ沖水域における海上ヘリポート建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出キャンプ・シュワブ沖水域における海上ヘリポート建設に関する質問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「地位協定」という。)第二条の規定に基づきアメリカ合衆国が使用を許されている施設及び区域であるキャンプ・シュワブに關する日本国政府及びアメリカ合衆国政府の間の合意による当該施設及び区域における水域の区域・用途及び制限の内容は、別添資料のとおりである。

二について

御指摘の水域に設定されている漁業権は、漁

業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき沖縄県知事が平成五年沖縄県告示第五百五十二号で定めた共同第五号及び共同第七号の漁場に係る第一種共同漁業権及び第二種共同漁業権である。これらの漁業権者は、共同第五号については名護漁業協同組合(免許番号共同第五号)であり、共同第七号については石川市漁業協同組合、金武漁業協同組合及び宜野座村漁業協同組合の共有(免許番号共同第七号)である。また、当該漁業権を行使する者は、免許番号共同第五号の漁業権については名護漁業協同組合の組合員、免許番号共同第七号の漁業権については石川市漁業協同組合、金武漁業協同組合及び宜野座村漁業協同組合の組合員であると承知している。

三及び四について

御指摘の海上ヘリポート建設に伴う漁業権の取扱及び漁業行為の可否については、現段階において、海上ヘリポートの工法及び建設場所が具体的に決定されたわけではなく、関係者の意向も明らかではないことから、具体的な答弁は差し控えたい。

五について

一般論として、御指摘の海上ヘリポートの建設場所となる水域が、既に地位協定第二条の規定に基づきアメリカ合衆国が使用を許されている施設及び区域内にある場合には、水域の新たな提供に關する日本国政府及びアメリカ合衆国

政府の間の合意は必要ない。また、同条の規定に基づきアメリカ合衆国が使用を許されている施設及び区域内の水域について、その用途、制限等に関し従来の両政府間の合意内容を変更する必要が生じる場合には、新たな両政府間の合意が必要であると考えられる。

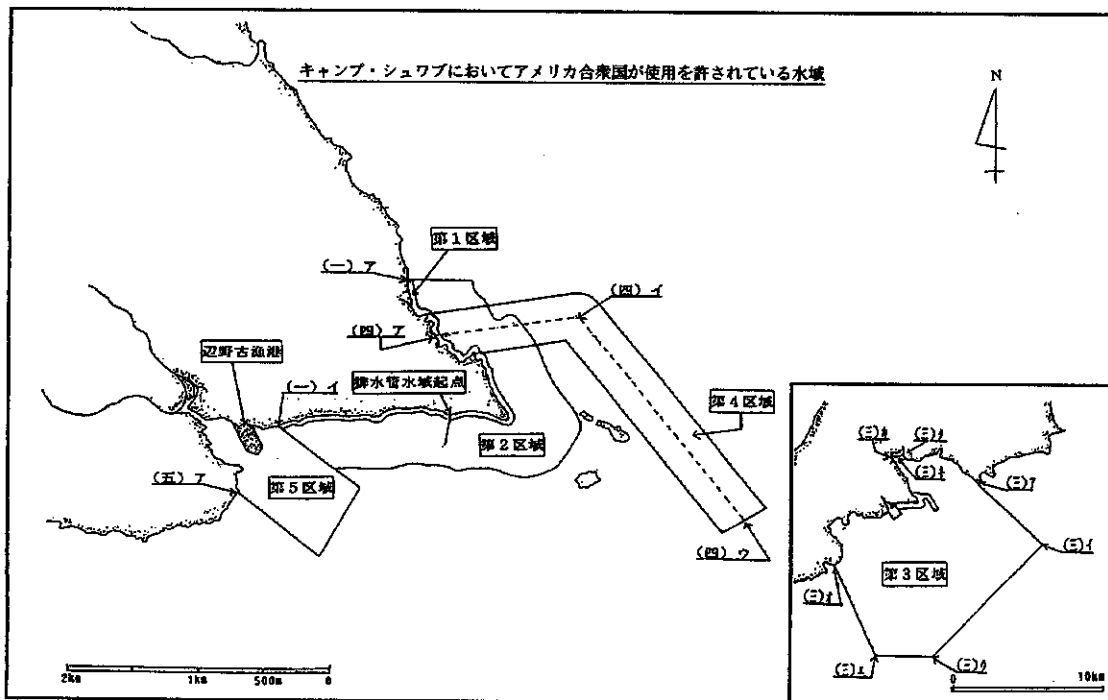
別添資料

キャンプ・シュワブにおいてアメリカ合衆国が使用を許されている水域の区域、用途及び制限

一 区域

- (一) 第一区域 次の二点を両端とする陸岸の前面五〇メートル以内の区域
ア 北緯二六度三二分四〇秒、東経一二八度〇二分五一秒
イ 北緯二六度三〇分五七秒、東経一二八度〇二分一六秒
- (二) 第二区域 (一)アの点から真方位九〇度に引いた線と(一)イの点から真方位一三二度四五分に引いた線との間の陸岸の前面五〇メートル以内の区域
- (三) 第三区域 次の五点を順次に結ぶ線及び陸岸によって囲まれる区域
ア 北緯二六度三二分〇〇秒、東経一二八度〇五分二四秒
イ 北緯二六度二九分三四秒、東経一二八度〇八分一三秒

- ウ 北緯二六度二五分一五秒、東経一二八度〇三分四九秒
エ 北緯二六度二五分一五秒、東経一二八度〇一分三五秒
オ 北緯二六度二八分四二秒、東経一二七度五九分五七秒
ただし、次の区域及び辺野古漁港を除く。
次の三点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域(ただし、カとクの各点を結ぶ線は、陸岸とする。)
カ 北緯二六度三二分四八秒、東経一二八度〇二分一〇秒
キ 北緯二六度三二分五一秒、東経一二八度〇二分二八秒
ク 北緯二六度三三分〇〇秒、東経一二八度〇二分三七秒
- (四) 第四区域 次の三点を順次に結ぶ線の両側二〇〇メートルに引いた線及び陸岸によって囲まれる区域
ア 北緯二六度三一分二四・五秒、東経一二八度〇三分〇二秒
イ アの点から真方位八〇度の線上一、〇〇〇メートルの点
ウ イの点から真方位一四五度の線上二、一五〇メートルの点
- (五) 第五区域 次の二点とその点をそれぞれ起点とする真方位一三二度四五分の線上八〇〇メートルの点を順次に結んだ線及び陸岸に



よって囲まれる区域。ただし、辺野古漁港を除く。

ア 北緯二六度三〇分三八・五秒、東経一二八度〇二分〇五秒

イ (一)イの点

(六) 排水管のための水域 北緯二六度三〇分五九秒、東経一二八度〇二分五八秒を起点として真方位一九〇度〇〇分〇〇秒に延びる長さ二六〇メートル、直径〇・八メートル

二 用途

(一) 第一区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。

(二) 第二区域から第五区域までは、水陸両用訓練のために使用される。

三 制限

(一) 第一区域は、常時立入りを禁止する。

(二) 第二区域は、常時立入りを禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り小規模漁業(網漁業を除く。)に制限はない。

(三) 第三区域

ア 本区域は、船舶の停泊、係留及び投錨(びょうくわん)潜水並びにその他のすべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域の使用を妨げない限り漁業に制限はない。

イ 本区域を使用する際は、原則としてその十五日(遅くとも七日前)に予告する。

(四) 第四区域は、潜水その他のすべての継続的行為を禁止する。ただし、本区域の使用を妨

げない限り漁業(網漁業を除く。)及び船舶の航行に制限はない。

(五) 第五区域

ア 本区域の使用を妨げない限り漁業(網漁業を除く。)及び船舶の航行に制限はない。

イ 本区域を使用する際は、その都度通告する。通告方法は、現地段階で調整する。

(参照)

十一月二十日議長において、左のとおり議席を指定した。

二二九 岡崎トミ子君

同日議長において、左のとおり議席を変更した。

二〇五 小川 勝也君

二〇七 朝日 俊弘君

二二〇 萱野 茂君

二二一 中尾 則幸君

二二二 峰崎 直樹君

二二三 今井 澄君

二二七 川橋 幸子君

二二八 薬科 満治君

二二四 角田 義一君

二二六 一井 淳治君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三号の発送は都合により後日となるため、第七号を先に発送しました。)

発行所	
虎ノ門二丁目番四号 大蔵省印刷局	千一〇五 東京都港区
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体） （配送料）	本号一部 二二〇円